

ISHINOMAKI SHINKIN BANK

REPORT 2026

「石巻開港400年」



川村孫兵衛重吉之像

 石巻信用金庫

<http://www.i-shinkin.co.jp>

奥州牡鹿湊石巻図

ごあいさつ

平素は石巻信用金庫に対し格別のご愛顧とお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さる6月29日に第100回通常総代会を開催し、業務報告、第99期決算についてご承認を頂きました。つきましては、本ディスクロージャー誌「REPORT 2026」にて当金庫の令和7年度の事業概況や財務内容、地域貢献活動などをご報告させていただきます。



さて、我が国経済は穏やかな回復基調が続いておりましたが、中東情勢に代表される地政学リスクや不確実性の高い政治・経済情勢などにより、先行き不透明感が強い状況となっております。

一方、当金庫の営業エリアは、人口減少や少子高齢化に加え、エネルギー価格の高騰を受けた物価上昇などを背景に、地元事業者の皆様は多くが人手不足や後継者問題等の様々な経営課題に直面し、大変厳しい状況に置かれております。

当金庫は、これからも地域を熟知した“地元のしんきん”として、「地域が抱える課題解決への貢献」、「なりわい事業者」や「現役世代」への支援を通じ、地域の発展と地元企業の育成・振興に役職員一丸となって取り組み、地域から必要とされる信用金庫を目指してまいります。

最後になりますが、皆様のご繁栄とご健勝を心からご祈念申し上げ、ご挨拶と致します。

令和8年7月



石巻信用金庫

理事長 明石圭生



信用金庫のビジョン

- 中小企業の健全な発展
- 豊かな国民生活の実現
- 地域社会繁栄への奉仕

経営理念

地域社会発展への貢献

- ・ 地域貢献活動を通して、地域社会の繁栄に奉仕します。
- ・ 地域の発展と地元企業の育成・振興に取り組んでまいります。

揺るぎなき基盤

- ・ 役職員一体となり、地域から必要とされる信用金庫を目指します。

お客様繁栄への奉仕

- ・ 金庫は常にお客様に奉仕し、その利益を尊重いたします。

誇りうる職場

- ・ 豊かで働きがいのある職場づくりに努めます。

倫理憲章

- 1 社会的使命と公共性の自覚と責任
- 2 キメの細かい金融サービス等の提供と地域社会発展への貢献
- 3 法令やルール of 厳正な遵守と適正な業務運営
- 4 反社会的勢力の排除
- 5 経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

CONTENTS

信用金庫のビジョン・経営理念・倫理憲章	1	総代会等	18
事業の概況	2	不良債権の状況	20
石巻信用金庫と地域社会	4	経営の健全性確保への取り組み	22
地域の活性化に向けての取り組み	6	自己資本の状況	24
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取り組み状況	7	金庫の主要な事業の内容	26
地域貢献への取り組み	10	商品・サービスのご案内	27
トピックス	15	資料編	31
お客さま本位の業務運営に関する取組方針 および取組状況について	16	自己資本の充実の状況等について	43
マネー・ローndリング・テロ資金供与・ 拡散金融対策への取り組みについて	17	金庫と子会社	52
金融ADR制度への対応	17	当金庫の概要及び組織	54
		営業店舗	56
		開示項目	59

事業の概況

当金庫は、地元企業の生産性向上、地域経済の活性化、地方創生に資する活動を通じ、持続可能な地域社会づくりに貢献する活動を行っております。

令和7年度は持続可能なビジネスモデル完成に向け、全員営業態勢による「なりわい事業者」「現役世代」への支援をより強化し、地域の発展と地元企業の育成・振興に取り組む活動を行ってまいりました。

主要な経営指標の推移

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	千円	2,202,616	2,194,751	2,346,653	2,332,166	2,884,221
経常利益又は経常損失(△)	千円	594,476	719,238	809,216	967,614	1,053,326
当期純利益又は当期純損失(△)	千円	466,315	509,991	582,215	659,203	712,793
出資総額	百万円	9,608	9,597	9,586	9,576	568
普通出資	百万円	608	597	586	576	568
優先出資	百万円	9,000	9,000	9,000	9,000	—
出資総口数	千口	1,577	1,555	1,533	1,513	1,137
普通出資	千口	1,217	1,195	1,173	1,153	1,137
優先出資	千口	360	360	360	360	—
純資産額	百万円	27,172	25,016	25,660	24,464	6,046
総資産額	百万円	229,064	217,786	217,041	210,909	187,353
預金積金残高	百万円	191,153	189,718	188,223	183,142	178,812
貸出金残高	百万円	80,072	82,254	82,773	83,488	86,632
有価証券残高	百万円	75,003	75,350	74,412	72,023	63,721
単体自己資本比率	%	27.08	27.87	29.06	31.74	13.74
普通出資に対する配当金(出資1口当たり)	円	10	10	10	10	10
優先出資に対する配当金(出資1口当たり)	円	0	5	10	5	—
役員数	人	8	9	10	9	9
うち常勤役員数	人	5	6	7	6	6
職員数	人	99	96	84	77	71
会員数	人	20,343	19,953	19,723	19,465	19,306

令和7年度 決算概要

預金積金

事業者預金の運転資金への振替や、個人の生活資金、相続などにより、前年度末に比べ43億30百万円(2.36%)減少の1,788億12百万円となりました。

貸出金

地元事業者や個人の資金ニーズに幅広く対応することにより、前年度末に比べ31億43百万円(3.76%)増加の866億32百万円となりました。

損益

経常利益は資金運用収益の増加などにより、前年度末に比べ85百万円増加の10億53百万円となりました。当期純利益は53百万円増加の7億12百万円を確保しております。

自己資本比率

優先出資金180億円の買入消却を行った後の自己資本の額は112億6百万円となり、地域を支えるために十分な自己資本の額となっております。また、自己資本比率は13.73%と国内金融機関の基準である4%を大きく上回っております。

不良債権比率

適正な償却・引当てを実施しており、不良債権額は前年度末から2億97百万円減少の49億13百万円、不良債権比率は5.63%となりました。

令和8年度事業方針

～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～

持続可能なビジネスモデルの構築に向け、「成長戦略」と「企業変革」を柱に、地域から確固たる信頼を得られるような活動を全員営業態勢のもと展開し、「地域の深掘り」をより強化する。

金融仲介機能の質的向上に取り組み、会員、お客さまをはじめとする地域のすべての人の成長と幸せのために行動し、課題解決を図り、持続可能な地域社会を創る。

事業方針

具体的内容

持続可能な
ビジネスモデル構築と
経営力の強化

●環境変化に対応した競争力の強化と、経営体質の強化

- ◇全員営業態勢のもと、事業者の経営力強化や成長の促進、再チャレンジの機会創出のほか、創業支援の強化、事業者の新陳代謝の促進を通じて地域経済の回復・活性化に寄与。
- ◇地域の状況に適応した総合相談センターの活用や、新たな営業基盤の構築と効率的な営業活動。
 - ・本業支援・経営改善支援、事業者の実情・ニーズに応じ、事業者に寄り添ったきめ細かな伴走支援。
 - ・コンサルティング機能の発揮、お客様ニーズに応える課題解決型金融の実践による競争力の強化。
 - ・事業性評価の深掘り、金融仲介機能の発揮による資金需要の創造、お客様シェア拡大。
 - ・中小事業者の事業再生、個人のお客様の生活支援資金の相談、各種融資商品の提供などを通じ、お客様ニーズに適応した課題解決策の提案等によるお客様満足度の向上。
- ◇「地域金融力強化プラン」を踏まえた、M&A・事業承継支援の促進、経営者保証に依存しない融資の推進、デジタル化支援の促進。
- ◇法令遵守態勢の充実・強化、ガバナンス強化、リスク管理態勢の強化。
 - ・マネー・ローンダリングにおける有効性検証の実施。
- ◇業界の業務共通化スキーム、DXやAIを活用した、競争力の高いサービスの提供と業務改善等による生産性向上。

地方創生・地域活性化に
向けた取り組み

●「包括連携に関する協定」等による地方創生の実現に向けた取り組みの推進

- ◇非金融面での支援など、幅広い分野での連携・協力による地方創生への取り組み。

地域に密着した
お客様指向の経営

●お客様との絆を重視した課題解決型金融の強化

- ◇地域の事業者が抱えている事業承継問題に対して積極的に関与し、地域経済の持続的な活性化を実現させる。
- ◇地域経済の活性化のため、一歩踏み込んだサービス、情報提供を行い、地域やお客様との絆を深め、地域密着型金融の強化を図る。
- ◇地元企業のライフステージに応じたコンサルティングの提供や、成長への支援。
- ◇高齢化やグローバル化の進展など、社会の急速な変化を踏まえ、全ての利用者のニーズに応じた利便性の高い金融サービスを提供する。

専門性を持ち、
地域の課題解決に
貢献できる
「信用金庫人」の
育成と活用

●人材育成と役職員の意識改革による現場力の向上

- ◇金融業務に関する専門性の向上はもとより、お客様や地域の発展のための意欲と情熱、そして使命感を持ち、自らを変化、進化させる「信用金庫人」を育成する。
 - ・全員営業による組織力の強化と戦力アップによる生産性・付加価値力の向上へ、「情熱」「責任感」「行動力」のある人材の育成、経営コンサルティング能力を重視し現場力の向上、お客様に対する支援体制の強化を図る。
 - ・自主的に学ぶ風土の醸成と、自己啓発を支援する態勢整備。
 - ・全ての職員がやりがいを持って働くことができる魅力ある職場づくり。
 - ・ハラスメント防止に向けた取り組み。

持続可能なビジネスモデル構築への取り組み
～地域社会、お客さま、当金庫、職員の持続可能な未来の確立～

地域の持続的発展

事業者の
企業価値向上

個人の豊かな暮らし
・幸せの実現

石巻信用金庫と地域社会

お客様からお預かりした預金積金は、地元事業者の成長に向けた取り組みや、地域の皆さまが豊かな生活を送るうえで必要な資金として、ご融資を行うことで活用しております。

当金庫は地元の金融機関として、地域経済・地域社会の活性化、地方創生に資する活動を通じ、新しい地域づくりに貢献する活動を行っております。

石巻信用金庫

店舗数
13店

役職員数
96人

預金積金残高
1,788億円

預金積金残高は事業者預金の運転資金への振替や、個人の生活資金、相続などにより、前年度末に比べ43億円減少の1,788億円となりました。

また、個人向け国債や投資信託などの預り資産残高は13億円となっております。

預金積金残高の
推移

令和6年度
1,831億円

令和7年度
1,788億円

令和8年2月に優先出資金180億円の買入消却を行った後の自己資本の額は112億6百万円となり、地域を支えるために十分な自己資本の額となっております。また、自己資本比率は13.73%と国内金融機関の基準である4%以上を大きく上回っており、地元の金融機関として地域経済・地域社会の再生・活性化に貢献できる十分な健全性を確保しております。

自己資本の額
112億円

自己資本額の推移

令和6年度
286億円
(優先出資180億円を含む)

令和7年度
112億円
(優先出資返済後)

自己資本比率
13.73%

自己資本比率の推移

令和6年度
31.74%
(優先出資180億円を含む)

令和7年度
13.73%
(優先出資返済後)

当期純利益
7億12百万円

経常利益は前年度末に比べ85百万円増加の10億53百万円となりました。当期純利益は前年度末に比べ53百万円増の7億12百万円を確保しております。

今後も、安定した収益と強固な財務基盤、地域貢献を大切にする『強くて優しい信用金庫』を目指し、役職員一体となり邁進してまいります。

当期純利益の
推移

令和6年度
6億59百万円

令和7年度
7億12百万円



融資残高 866億円

融資残高は地元事業者や個人の資金ニーズに広く対応することにより、前年度末に比べ31億円増加の866億円となりました。

また、下図のとおり、地域の幅広いお客様にご利用頂いております。

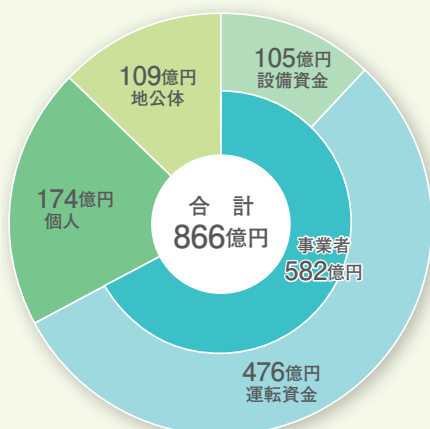
融資残高の推移

令和6年度
834億円



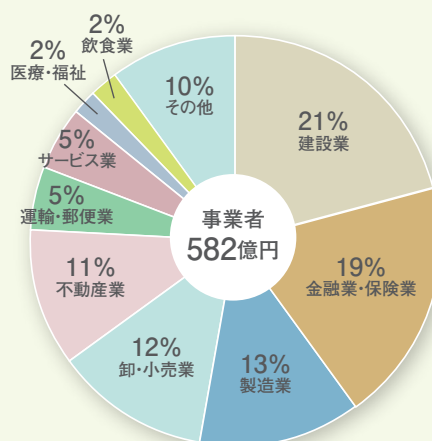
令和7年度
866億円

ご利用先別の融資残高



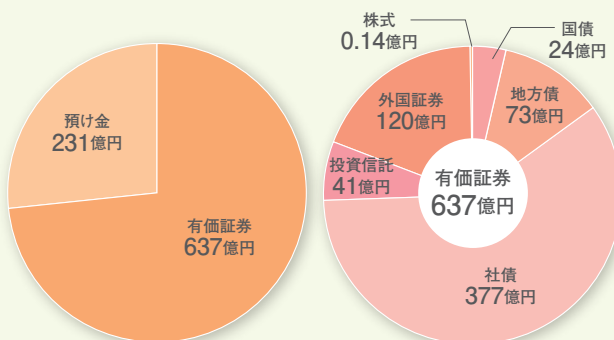
※個人174億円うち
・住宅ローン 138億円
・消費者ローン 28億円

事業者の業種別割合



融資以外の運用について

信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫への預け金や有価証券などで運用を行っております。有価証券は分散投資を基本として、安全性を考慮した運用を行っております。



地域のお客様・会員の皆さま

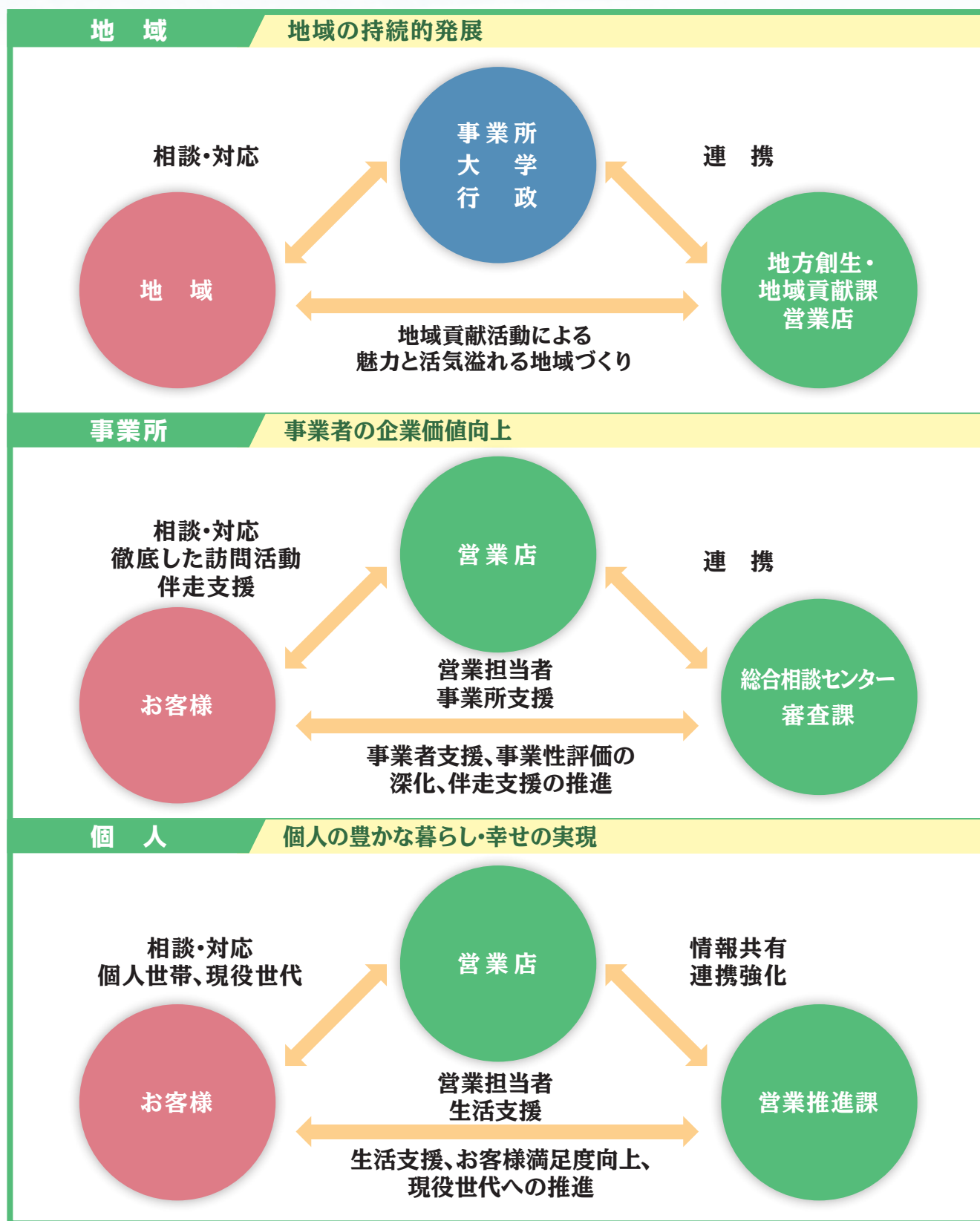
出資金
568百万円

会員数
19,306名



地域の活性化に向けての取り組み

会員、お客さま、職員をはじめとする地域のすべての人の成長と幸せのために行動し、協同組織の地域金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創るため尽力してまいります。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

中小企業の経営支援に関する取り組み方針

中小企業の経営環境は、物価高や人手不足など多数の重要な課題に直面しており、令和8年度は経営支援の裾野を広めるとともに、より実情に応じた支援に取り組む方針としております。

具体的には、「地域金融力強化プラン」を踏まえたM&A、事業承継支援に向けた外部機関との更なる連携強化や、あらゆる事業フェーズ(創業、事業継続・成長、経営改善、事業再生等)にあるお客さまに対しての伴走を徹底し、事業性評価の深化に努め、共有された課題の解決にお客さまとともに取り組むことにより、地域経済の回復、活性化に貢献してまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備

地域やお客さまが抱える様々な問題や課題に対応する人財を育成し、単独では対応できない問題には業界の総合力を活用するなど相談機能をさらに強化し、金融面・非金融面等幅広く、地域経済を支えてまいります。

当金庫では主に、「宮城県よろず支援拠点」「宮城県事業承継・引継ぎ支援センター」「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」「宮城県中小企業活性化協議会」などの外部機関を活用して、お客さまの課題解決に取り組んでおります。

「宮城県よろず支援拠点」

経済産業省が全国に設置した、中小企業・小規模事業者を支援する制度です。各企業が抱える経営上の様々な課題について、コーディネーターがアドバイスをを行い、また、専門機関・専門家との連携により課題解決を図るものです。

「宮城県事業承継・引継ぎ支援センター」

外部専門家(公認会計士、税理士、中小企業診断士等)を派遣し、面談によって明らかになった課題を整理し、「事業承継計画書」の作成などをお手伝いします。

- ① 親族内承継・従業員承継
- ② 第三者承継

「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」

内閣府が進める地方創生事業として、平成27年11月25日に開設しました。労働人口の減少で人材採用環境が厳しさを増す中、地域の産業支援機関、金融機関、民間人材ビジネス事業者と連携し、県内企業の経営者の皆様が必要とする人材の採用、さらに、副業・兼業人材のマッチングの支援をしております。

「宮城県中小企業活性化協議会」

収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応する、国が設置した公正中立な機関です。

- ① 窓口相談
- ② 収益力改善支援
- ③ 事業再生支援
- ④ 再チャレンジ支援
- ⑤ 経営改善計画策定支援事業

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

創業・新規事業開拓の支援

● 各種補助金の活用

当金庫は認定支援機関として、創業者や新事業に対する補助金の活用、事業計画の実効性等のコンサルティング機能を発揮しております。

● 創業融資制度

各種創業支援融資の取り扱いにおいては、宮城県信用保証協会や日本政策金融公庫と連携するなど、事業計画の策定等の支援も実施しております。

成長段階における支援

● 私募債(SDGs私募債を含む)の取り組み状況

お客さまの長期安定資金調達需要に対応すべく、私募債の引き受けを行っております。また、「しんきんSDGs私募債シリーズ」の引き受けにより、お客さまのSDGs貢献の支援にも取り組んでおります。

● 販路拡大に向けた取り組み

ビジネスマッチ、ビジネスフェアへの出展、商談の実施をサポートしております。

- ・「ビジネスマッチ東北2025」へ10社が出展いたしました。
- ・城南信用金庫主催「2025“よい仕事おこし”フェア」へ2社が出展いたしました。
- ・東京東信用金庫主催「ひがしんビジネスフェア」へ1社が出展いたしました。

経営改善・事業再生・課題解決の支援

● 宮城県よろず支援拠点相談会

中小企業庁委託事業であり、皆さまの経営のお悩みや疑問をワンストップで解決するために、国が設置した無料の経営相談会である「宮城県よろず支援拠点相談会」を当金庫の総合相談センター「絆プラザ」にて開催しております。

● 宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継診断シートを活用して診断を実施し、診断内容から専門家派遣による事業承継支援を行っております。

● 宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点

関係機関・人材市場を活用して人材ニーズのマッチングを図り、その後もフォローアップをしております。人材の選考、獲得に止まらず、副業・兼業人材のマッチング支援も行っています。

● 経営改善・事業再生への支援

中小企業の皆さまの経営支援態勢を整備し、経営改善・事業再生のコンサルティング機能を発揮し、営業店と連携しお客さまの課題解決のお手伝いをしております。

また、中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、信金中央金庫等の外部機関とも連携して、事業再生支援を実施しております。

実施先数（令和8年3月末）

連携先等	先数
宮城県中小企業活性化協議会	20先
地域経済活性化支援機構	1先
みやぎ産業復興機構	35先
東日本大震災事業者再生支援機構	58先
事業再生ファンド(信金中央金庫絆ファンド)	10先
事業再生ファンド(三菱商事復興支援財団基金)	3先

連携先等	先数
創業・育成&成長ファンド(信金中金翼ファンド)	1先
事業再生ファンド(東北共益投資基金)	1先
DDS(借入金の資金的劣後ローン)	2先
宮城県よろず支援拠点相談	111先
宮城県事業承継・引継ぎ支援センター	25先

当金庫では上記のほか、自ら経営改善計画を策定することが困難な方に対しても、経営改善計画書策定支援等を積極的に行い、経営改善のお手伝いを実施しております。

地域の活性化に関する取り組み状況

※地域貢献への取り組みに関するページをご参照ください(P10～P15)。



経営者保証に関するガイドラインの活用状況

ガイドラインの目的

中小企業の経営者による個人保証には、企業の活力を阻害する面があります。経営者保証に関するガイドラインは、そのような経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、主たる債務者、保証人及び対象債権者の継続かつ良好な信頼関係を構築・強化するとともに、中小企業金融の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的としています。

ガイドラインへの対応

日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫も「経営者保証に関するガイドライン対応マニュアル」を策定し、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインを適用して運用しております。

ガイドラインへの取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的な考え方」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務の整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	359件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	38.53%
保証契約を解除した件数	17件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

経営者保証に関する取組方針

石巻信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ◎ お客さまが融資等のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ◎ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◎ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◎ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

地域貢献への取り組み

【 地域経済、地域社会の持続的発展を目指して 】

日本カーシェアリング協会による「カーシェアリング」活動への協力

日本カーシェアリング協会は、東日本大震災により被災した地域の復興のために石巻で設立した非営利組織であり、寄付車を活用した共助の社会づくりを目指して活動しています。当金庫は、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に向けた当協会の活動に対して継続的に協力しております。

令和7年度は、コミュニティカーシェアリングのスポンサーとして、石巻市の「のぞみ野カーシェア会」、登米市の「松の実フレンド」に協賛するとともに、当協会が7月に設けた「クルマ寄付パートナー」制度に登録いたしました。



子ども食堂23施設へお米 計1トンを寄贈

地域貢献活動とSDGsの取り組みの一環として、令和7年12月10日(水)に石巻圏域子ども食堂連絡会議に新米計1トンを寄贈いたしました。寄贈した新米は、石巻圏域子ども食堂連絡会議を通じて、石巻圏域の子ども食堂23施設に配布されました。



いしのまき圏域SDGsパートナーへの参加



当金庫は、SDGsの推進に賛同する企業等と石巻市、東松島市および女川町が連携し、SDGsの普及啓発や達成に向けた取り組みを推進するための制度「いしのまき圏域SDGsパートナー制度」に登録しております。

石巻市は「SDGs未来都市」および「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、当金庫も地元金融機関として「地域経済の活性化への取り組み」、「地域社会への取り組み」、「地域環境への取り組み」など、現在も、そして子供や孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するため尽力してまいります。

【産・学・官・金の連携】

販路拡大支援事業

全国のビジネスフェア・商談会への出展サポートや物産イベントへの企業紹介、ビジネスマッチングの仲介など、様々な販路拡大支援を行っております。

第20回 ビジネスマッチ東北2025

令和7年11月13日(木)、第20回目の節目を迎えた「ビジネスマッチ東北」が夢メッセみやぎで開催されました。ビジネスチャンス創出のプラットフォームの場として出展数420ブース、504の企業・団体が出展、総来場者数は6,378名と東北最大級のビジネスフェアとなりました。



城南信用金庫 2025 “よい仕事おこし” フェア

令和7年11月26日(水)、27日(木)の2日間にわたり、東京ビッグサイトで開催されました。北は北海道、南は沖縄県まで、全国各地の信用金庫が協賛し、出展数478ブース、505の企業・団体が出展しました。総来場数は2万人を超える大規模なビジネスフェアとなりました。



東京東信用金庫 ひがしんビジネスフェア2025

令和7年11月21日(金)、両国国技館で開催されました。広域連携による新たなビジネスチャンスの創出を目指す本フェアは、今回25回目を迎え、出展数167ブース、156の企業・団体が出展しました。



石巻専修大学との連携事業

令和6年度IS研究発表会・令和7年度IS奨学金贈呈

当金庫では、平成7年より「石巻専修大学IS奨学金」として研究費を贈呈しており、令和7年12月9日(火)に令和6年度IS研究発表会と令和7年度IS奨学金の贈呈式を行いました。研究内容は地域産業に関連したものなど、大変興味深い内容となっております。

研究発表内容

- 石巻地域における「地域同期」形成に向けた取り組み
- 石巻市の震災伝承施設を対象とした来訪者の特徴把握を目的とした実証調査
- 英語による石巻地域の情報発信と教育方法に関する予備調査

産学金連携による地域産品のブランド化への取り組み

産学金連携における地域貢献および学生の教育・育成を目的として、石巻専修大学 経営学部の李教授が進める教育・研究プロジェクトに、昨年度に引き続き2回目の寄付を行いました。当プロジェクトは、学生を中心とした産学金連携により、地元産品のブランド化などに継続的に取り組んでおります。

<IS奨学金の贈呈>



<教育・研究資金の贈呈>



【 地域を担う人材育成への取り組み 】

「しんきんマネースクール」実施

子供たちに「金融機関」と「お金の大切さ」を知ってもらい、教育を通じて地域社会へ貢献することを目的として、地域の学生向けにマネースクールを開催しております。令和7年度は、7月10日(木)に石巻市立貞山小学校の5年生児童22名を対象に「しんきんマネースクール」を開催いたしました。



「子供たちによる絵画展覧会」実施

子供たちによる絵画展覧会は、子供たちの自由な発想を最大限尊重し、子供たちが絵を描くことを楽しみ、心豊かでたくましく成長することを願い毎年開催しております。令和7年度は、「石巻ひまわりこども園(石巻市住吉町)」「乳幼児保育園ミルク(石巻市のぞみ野)」にご協力いただき、6月11日～8月8日の約2か月間にわたり、107名の絵画を展示いたしました。夏らしい海やかき氷、さらには家族やキャラクターをテーマに個性豊かな作品が並びました。



「石巻しんきん経営塾」の活動

経営者の自主的かつ自由な交流を通じ、経営や技術開発等の情報・意見交換会を行うことを目的に、平成19年3月に設立。企業視察、講演会、勉強会等、意欲的に活動しております。

総 会

令和7年度第1回目の事業として、5月29日(木)に「総会・講演会・懇親会」を開催いたしました。総会終了後の講演会では、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターより講師をお招きし、「事業承継への備えとその選択肢について」をテーマに、事業承継に係る事例や悩み事、備えや選択肢についてご講演いただきました。



しんきん企業家交流会2025 in 石巻

令和7年10月21日(火)に信用金庫の顧客組織の運営において連携している石巻しんきん経営塾(石巻信用金庫)、花巻夢・企業家塾(花巻信用金庫)、山形しんきんNEWマネジメントクラブ(山形信用金庫)の合同による企業家交流会を開催いたしました。本年度の交流会は、地元石巻での開催となり、震災遺構門脇小学校および塾生事業所(いしのまきMANGA lab. ヒトコマ)の視察、石巻専修大学経営学部 李教授による講演会を実施いたしました。最後は石巻、花巻、山形の企業家および3信用金庫の役職員を交えた懇親会を開催し、地域と業種の垣根を越えた盛大な交流会となりました。



新春交流会

令和8年2月26日(木)に新春交流会を開催いたしました。第1部の講演会では、信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席主任研究員の角田匠氏を講師に迎え、日本銀行による政策金利の動向や高市政権による経済政策、また、2026年の景気見通しなどについて解説いただきました。講演会終了後の第2部は、講師を囲んでの懇親会を開催し、交流を深めました。



令和7年9月から11月にかけて、埼玉縣信用金庫のお客さま約300名が石巻市の東日本大震災からの復興状況などを視察・観光に訪れました。当金庫は、全国の信用金庫のネットワークを活かした視察研修・団体旅行の誘致を行い、石巻地域の交流人口増加に貢献してまいります。



石巻信用金庫を挙げて地域のお客さまを支援するため、地域応援キャンペーンを実施しております。

1年ごとに上乗せ金利がアップする定期預金や地元商店の商品等を懸賞品とした懸賞品付き定期預金のほか、地元自治体等のPRキャラクターをデザインした預金通帳もご用意しております。また、WEBで完結するローンもご用意しておりますので、お気軽に最寄りの窓口までお声掛けください。

ニューマネー専用 トリプルジャンプ

定期預金

1年ごとに乗せ金利がJUMP!!

JUMP!!!

STEP

1年目・元金乗せ金利
プラス0.225%

0.6%

STEP

2年目・5年満ち金利
プラス0.325%

0.7%

3年目・店舗表示
プラス0.425%

0.8%

※ 上記金利は現在の店舗表示金利0.375%の場合の適用金利です。

お取引開始

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

お取引対象	個人・法人のお客様
ご振金の種類	スーパー定期預金1年6月の（自動繰越・証書式）
お預け入れ金額	50万円以上1,000万円以下（1円単位）
募集期間	30日間 募集期間中に申し込み、お預けしお満了いたします。

※ 預けし内額はお満了の日までお預けに利用させていただきます

石川信用金庫

地域応援!!

2026年

懸賞品付き定期預金

第1募集期間 < 当選人数 150 名様 > **300 名様に当たる!**
令和 8 年 4 月 1 日(水)~令和 8 年 9 月 30 日(木)

地元商店の商品等

5,000 円相当
が抽選で当たります!

さらに、「**給与振込**」または「**住宅ローン**」をご利用の方(新規契約含む)
「**スーパー定期預金1年もの**」

成績優秀者に **上乗せ**

+ 年 0.15 %

第2募集期間

詳細につきましては、後日お知らせいたします。

◎ご購入は1万円以上が対象額となります。 ◎同一商品複数回ご購入で抽選は1回限りとなります。
◎抽選結果は当選者さまにお知らせいたします。 ◎抽選結果は抽選当日の夜に抽選・抽選結果をお知らせいたします。
◎抽選結果は当選者さま宛に、抽選に当たらない方もございます。

抽しは抽選結果までお待ちください。

◎石巻信用金庫

しんきん

相統定期預金

＜お取扱期間＞

令和 8 年 4 月 1 日 (水)

～令和 9 年 3 月 31 日 (水)～

＜適用利率＞

お開け入札日の店頭表示金利 **年 0.30%**

※お開け入札日より開封日まで適用されます。それ以降は自動継続に
おける適用利率の適用となります。

＜ご継続の条件＞

スーパ一定額預金・大口定期預金 1 年もの（自動継続）
（元金継続または元金全額）

＜お開けよりお継続の条件＞

当金庫、営業終了の日に営業直後はお継続している人の方で、
継続利率のお開けお開け済みの日（お 6 月）に継続による
お開けお開けに合わせたお開けお開けとなります。

＜お開けよりお継続＞

100万円以上、5,000万円以下（1万単位）
（継続に引き出した金額を上乗せ）

＜継続利率＞

10 万円（継続利率）にした場合、お開けお開け1年（1年未満）

＜継続利率の適用＞

預金種別・契約利率は適用は、当金庫決定の中途解約利率の適用となります。

＜利率・その他＞

お開けは、次のお開けの金利となります。なお、平成 25 年 1 月以降に開封日になる場合は、
当金庫の金利の適用となります。2013年（平成 25 年）11月 15 日、地方債 5%の
の金利となります。（ただし、より優遇をご利用の金利を優先します）
※お開けお開けの金利は適用されません。

※詳しくは、お近くのしんきん窓口でお問い合わせください。

退職を迎えられたお客さまに

セカンドライフ応援定期預金

『笑顔』

対象定期預金	適用金利
スーパー定期預金 (300万円以上) スーパー定期預金 300 (1,000万円以上・1,000万円未満) 大口定期預金 (1,000万円以上)	店頭表示金利 (各7ヶ月もの) + 年 0.50 % (お振込に2.315%の金利がかかります)

お取扱い期間 **令和8年4月1日～令和9年3月31日**

お振入れ期間 **6ヶ月（自動継続のお取扱はできません）**

お振入れ金額 **100万円以上、300万円以内**

ご利用いただける方

個人のお客様で退職をなさる方が、かみり1年以上の勤続経歴で当金融機関に入社（会社員）、専業主婦、パートタイマー、アルバイト、学生、大卒後、定年退職、会社退社、廃業時、引当り、等々、退職時に任意にお申し込みの「退職給付」入金を対象とさせていただきます。

※ 10万円（労働年金に準じた減額で引き落とされてさせていただきます）

①退職年金口座の残高（金融機関指定のみ）
 ②退職年金口座の残高（金融機関指定を除く）
 ※退職年金口座開設で受ける資料の提示が必須となります。【退職所得の源泉徴収票】を別途提出していただく必要のある資料の提示が必須となります。

各6ヶ月ものの退職年金利率は0.50%
 令和8年4月1日より2023年12月31日まで適用されます。
 令和8年4月1日より2023年12月31日までの適用期間は、2023年度（前納15.31%、后納9%）の期間がわかります。

中途解約 満期日に届かない場合は、当金融庫からの中途解約利率を適用します。

協賛金融庫会

©2024 三井住友銀行

石巻信用金庫は いしびょん・イート・はっطن デザイン通帳の 取扱いを 開始しました！

普通預金
通帳

総合口座通帳

いしびょん
石巻イメージキャラクター

イート
石巻イメージキャラクター

はっطن
石巻イメージキャラクター

よろしくね！

いしびょん・はっطنとはっطنのデザイン通帳は、新窓口座開設のほか、現在お使いの通帳継続時にデザイン通帳に切り替えます。詳しくはお近くの当金庫本支店窓口までお問い合わせください。

● 石巻信用金庫 ●

[illegible]

お客さま本位の業務運営に関する取組方針および取組状況について

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

石巻信用金庫は、お客さま指向に徹した業務運営と金融サービスの提供による満足度向上を目指し、地域のお客さまの資産形成および資産運用に関する業務において、以下の取組方針に基づきお客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。

なお、本方針は必要に応じて見直しを行い、取組の状況については定期的に公表いたします。

1. お客さまの最善の利益の追求

・お客さまの多様なニーズや目的にお応えするため、商品・サービスの充実に努め、お客さまにとっての最善の利益を追求してまいります。

2. 重要な情報や手数料のわかりやすい説明

- ・金融商品のご提案にあたっては、商品の特性・リスク等の重要な情報について、お客さまの投資経験や金融知識に合わせて、分かりやすく説明いたします。
- ・商品販売後においても、継続的なアフターフォローを通じて、市場動向や投資状況等の投資判断に必要な情報提供に努めてまいります。
- ・お客さまにご負担いただく手数料等について、透明性を高め分かりやすく説明いたします。

3. 利益相反の適切な管理

・お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に公表しております「利益相反管理方針」に基づき厳正な管理を行ってまいります。

4. お客さまにふさわしいサービスの提供

・別に公表しております「金融商品に係る勧誘方針」に基づき、お客さまの金融知識・投資経験・財産の状況や取引目的・ニーズを適切に把握し、お客さまのライフステージやライフプランに沿った適切な商品・サービスの提供に努めてまいります。

5. 職員に対する適切な動機づけの仕組み等

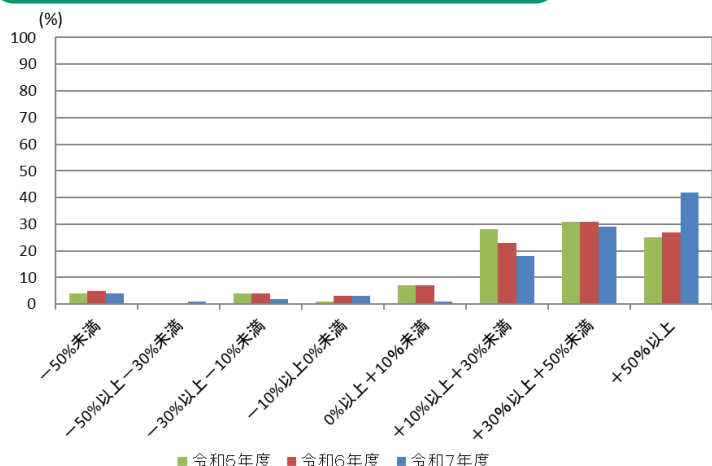
・お客さま本位の業務運営を行うため、継続的な研修等を通じて、職員に対する適切な動機づけと人材育成に努めてまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組状況について

お客さまの長期的資産形成に重要な指標は以下の通りとなります。

共通KPI(令和7年度)

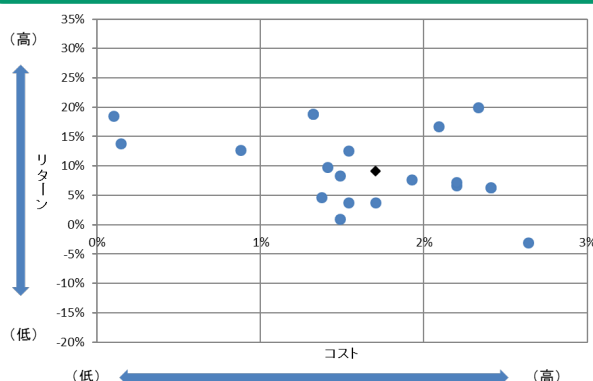
【投資信託の運用損益別顧客比率】



投資信託の預かり残高上位20銘柄

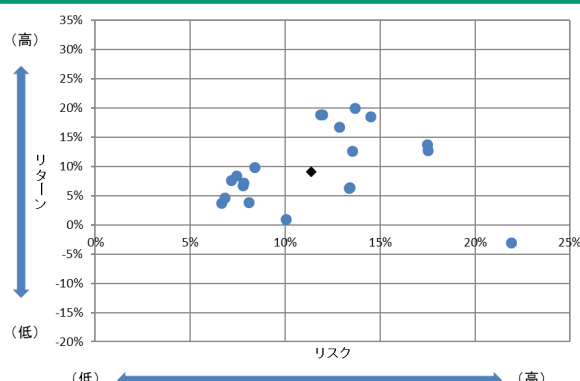
銘柄名(上位20銘柄)	
①	三井住友・グローバル・リート・オープン
②	しんきん・リート・オープン(毎月決算型)
③	しんきん好配当利回り株ファンド
④	しんきん3資産ファンド(毎月決算型)
⑤	One高格付インカム・オープン(毎月決算コース)
⑥	しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)
⑦	ニッセイ日本勝ち組ファンド(3か月決算型)
⑧	世界のサイブ
⑨	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)
⑩	しんきんインデックスファンド225
⑪	ダイワ・バリュー株・オープン
⑫	たわらノーロード 先進国株式
⑬	ニッセイ/バトナム・毎月分配インカムオープン
⑭	三井住友・グローバル・リート・オープン(3か月決算型)
⑮	しんきん好配当利回り株ファンド(3か月決算型)
⑯	三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド
⑰	しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)
⑱	たわらノーロード 日経225
⑲	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ
⑳	ニッセイ/バトナム・インカムオープン

【投資信託の預かり残高上位20銘柄のコスト・リターン】



残高加重平均値	コスト	リターン
	1.70%	9.09%

【投資信託の預かり残高上位20銘柄のリスク・リターン】



残高加重平均値	リスク	リターン
	11.38%	9.09%

お客さまのニーズ、商品特徴、リスク、手数料を十分に検討し、お客さまの安定的な資産形成のお手伝いができるよう商品の充実を図ってまいります。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への取り組みについて

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という）の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、総務部を統括部署、コンプライアンス部門統括担当役員を責任者として定めるとともに、経営陣の主導的な関与のもと当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた低減措置を実施しております。

マネロン等対策として、基本方針である「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー」や対策の取り組みの目的や概要を示した「当金庫におけるマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る対応について」を定め、当金庫ホームページで公表しております。

「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー」
当金庫ホームページの該当ページへ▶▶▶



「当金庫におけるマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る対応について」
当金庫ホームページの該当ページへ▶▶▶



金融 ADR 制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情のお申し出は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は56・57ページ参照）または総務部（電話：0225-95-4111）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

❀ C S 憲章

石巻しんきんは、お客様満足度向上の実現にむけて
「感謝」と「笑顔」でお客様をお迎えいたします

私たちはCSに対する基本理念を「CS憲章」として掲げ、ここに宣言します

CS[Customer Satisfaction] = (お客様満足)の略

お客様へ5つの約束をいたします

お客様へのお約束

1. 私たちは、お客様との信頼関係を大事にいたします。
2. 私たちは、心から「感謝」と「笑顔」でお客様をお迎えいたします。
3. 私たちは、お客様からのご意見・ご要望が反映するよう、お取り組みいたします。
4. 私たちは、正確・迅速な事務処理と親切・丁寧・誠意をもって対応いたします。
5. 私たちは、より良い金融サービスでお客様のお役に立てるようにお取り組みいたします。

総代会等

総代会制度について

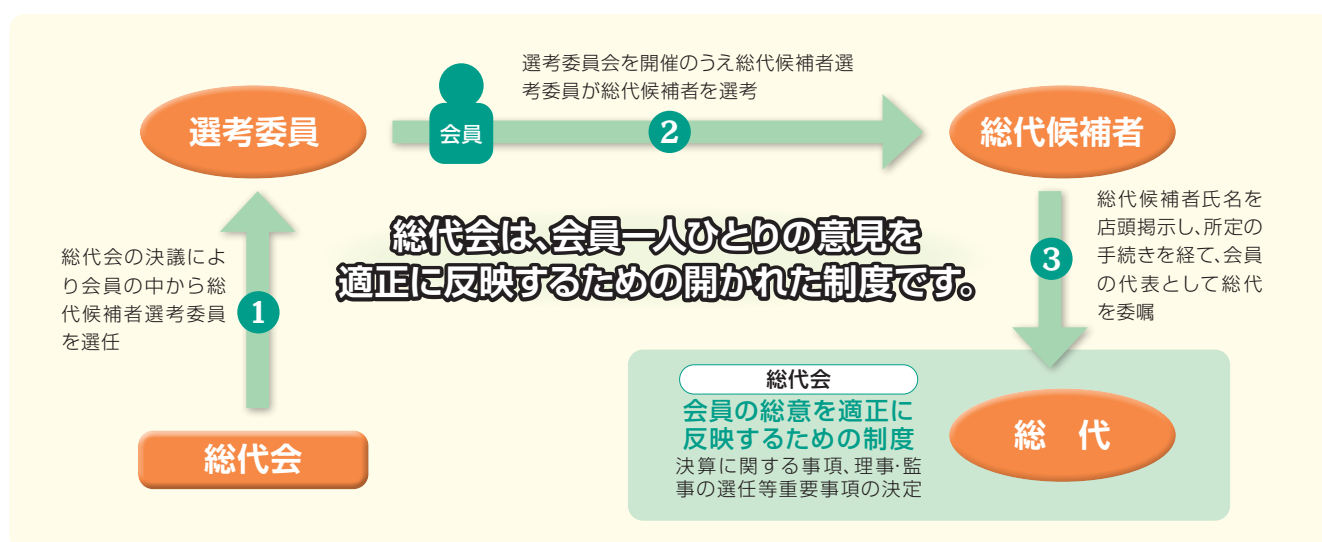
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査等を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

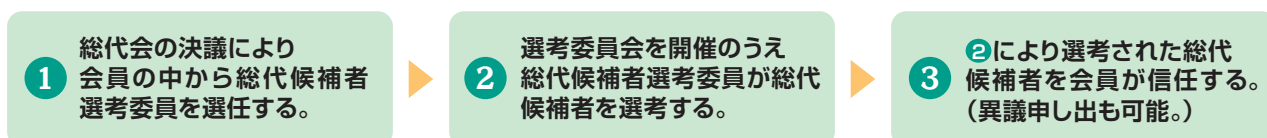
任期 総代の任期は2年です。

定数 総代の定数は72人以上102人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、令和8年3月末における総代数は82名で、会員数は19,306人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。



総代候補者選考基準

1. 地域の信望が厚く、総代としてふさわしい見識を有している者
2. 物事を公正・公平に見て、良識をもって正しい判断ができる者
3. 金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力をしてくれる者
4. 就任時満80歳未満の者(年齢の判断基準日は総代就任日)
5. その他総代選考委員が適格と認めた者

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を5区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

① 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

② 総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間以上店頭に掲示

上記掲示について石巻がほく、石巻日日新聞に公告

異議申出期間(公告後2週間以内)

③ 総代の選任

会員から異議がない場合、または総代候補者のうち総代となることについて異議の申出があったが、異議を申し出た会員が選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

総代候補者のうち総代となることについて選任区域の会員数の1/3以上の会員からの異議の申出があった総代候補者

総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満の場合、欠員とすることができる

他の候補者を選考
(左記②の手続へ)

第100回通常総代会の決議事項

令和8年6月29日開催の第100回通常総代会において下記の事項が付議され、それぞれ原案の通り了承されました。

報告事項 第99期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 第99期剰余金処分案承認の件
第2号議案 理事1名選任の件
第3号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

以 上



総代紹介 会員の皆様の中から、89名の総代を選任しております。

()内の数字は総代への就任回数

選任区	第一選任区(定数13～18名) 石巻市	選任区	第三選任区(定数23～33名) 石巻市、登米市、栗原市
氏 名	後藤 春雄(18)、大槻 正治(17)、遠山 敬介(14)、齋藤 祐司(10)、 片岡 章記(10)、井上 一(9)、三浦 政洋(8)、五十嵐 剛司(7)、 渥美 滋(7)、加藤 雅章(5)、石川 和典(4)、新沼 利英(4)、 浅野 辰之(2)、渥美 弘光(1)、阿部 司(1)、阿部 秀浩(1)、 加藤 喜美雄(1)、比佐野 皓司(1)	氏 名	阿部 博昭(19)、阿部 耕衛(17)、加賀 剛(16)、佐藤 丈春(16)、 佐々木 慶二(14)、木村 一成(13)、木村 長門(9)、熊倉 一徳(9)、 白井 泰文(8)、毛利 壯幸(8)、伊藤 正悦(7)、近江 弘一(7)、 末永 寛太(5)、石川 佳洋(4)、鈴木 秀彦(4)、太田 陽平(3)、 福山 慎一(3)、葛西 慶也(2)、林 正隆(2)、太田 かおり(1)、 甲谷 泰成(1)、桜井 法昭(1)、佐藤 正樹(1)、高橋 輝(1)、 三輪 宗俊(1)、吉田 靖(1)、
選任区	第二選任区(定数19～27名) 石巻市、通田郡、黒川郡、大崎市、宮城郡、仙台市、富谷市	選任区	第四選任区(定数13～19名) 東松島市
氏 名	瀬崎 和雄(18)、佐藤 恵昭(16)、高橋 芳昭(16)、日野 節夫(16)、 太田 忠雄(14)、大橋 光一(14)、和賀井 啓之(14)、稲部 仁一(13)、 高橋 一郎(13)、吉田 慶逸(13)、遠藤 学(11)、伊藤 武彦(10)、 松井 義明(10)、木村 美保子(6)、佐々木 浩(5)、氏家 辰哉(4)、 原田 尚樹(4)、林 正徳(2)、阿部 秀敏(1)、大森 恵市(1)、 佐々木 裕樹(1)、佐藤 俊一(1)、菅原 平勝(1)	氏 名	熱海 義信(22)、高橋 建一(20)、森山 真木夫(16)、高橋 英雄(16)、 上岡 國夫(14)、加藤 勲(14)、大森 宣勝(13)、栗石 浩(13)、 水澤 長之(10)、千葉 裕博(9)、齋藤 浩喜(5)、及川 信一(4)、高橋 猛(4)、 松本 茂樹(4)、千葉 伸芳(3)、伊藤 寿志(2)、木村 浩章(2)、高橋 幸市(1)
		選任区	第五選任区(定数4～5名) 牡鹿郡女川町、旧雄勝町地区
		氏 名	高橋 孝信(12)、高橋 正典(8)、阿部 喜英(3)、木村 昇(3)

(任期: 令和8年8月～令和10年7月 順不同)

総代の属性別構成比

職業別	法人代表者・役員 96% 個人事業主 2% 個人 2%	業種別	卸・小売業 24%、建設業 24%、製造業 18%、運輸・郵便業 10%、 不動産業 9%、その他 15%
年代別	70代以上 40%、60代 24%、50代 29%、40代 7%		

不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

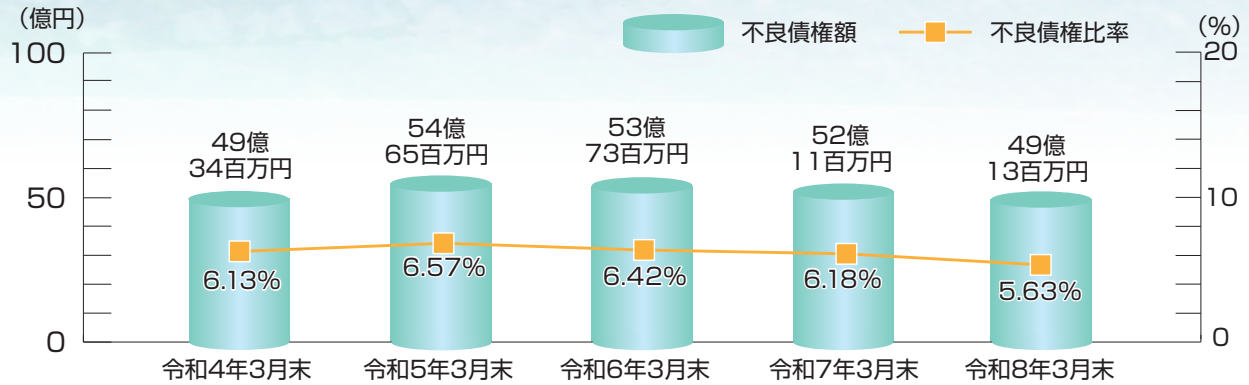
不良債権額は前年度末と比べ、2億97百万円減少し49億13百万円となりました。これに対し担保・保証による回収見込み額及び貸倒引当金による保全額は48億36百万円と、そのほとんどが保全されています。不良債権比率は5.63%となりました。

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,238	1,238	770	468	100.00%	100.00%
	令和7年度	1,074	1,074	680	393	100.00%	100.00%
危険債権	令和6年度	3,907	3,809	3,409	399	97.48%	80.24%
	令和7年度	3,839	3,762	3,374	387	97.98%	83.34%
要管理債権	令和6年度	64	18	10	8	28.96%	15.69%
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	64	18	10	8	28.96%	15.69%
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
小計(A)	令和6年度	5,211	5,066	4,190	876	97.22%	85.84%
	令和7年度	4,913	4,836	4,055	780	98.42%	90.97%
正常債権(B)	令和6年度	79,001					
	令和7年度	82,312					
総与信残高(A)+(B)	令和6年度	84,212					
	令和7年度	87,226					

- 注**
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。

不良債権額・不良債権比率推移



用語解説

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

正常債権

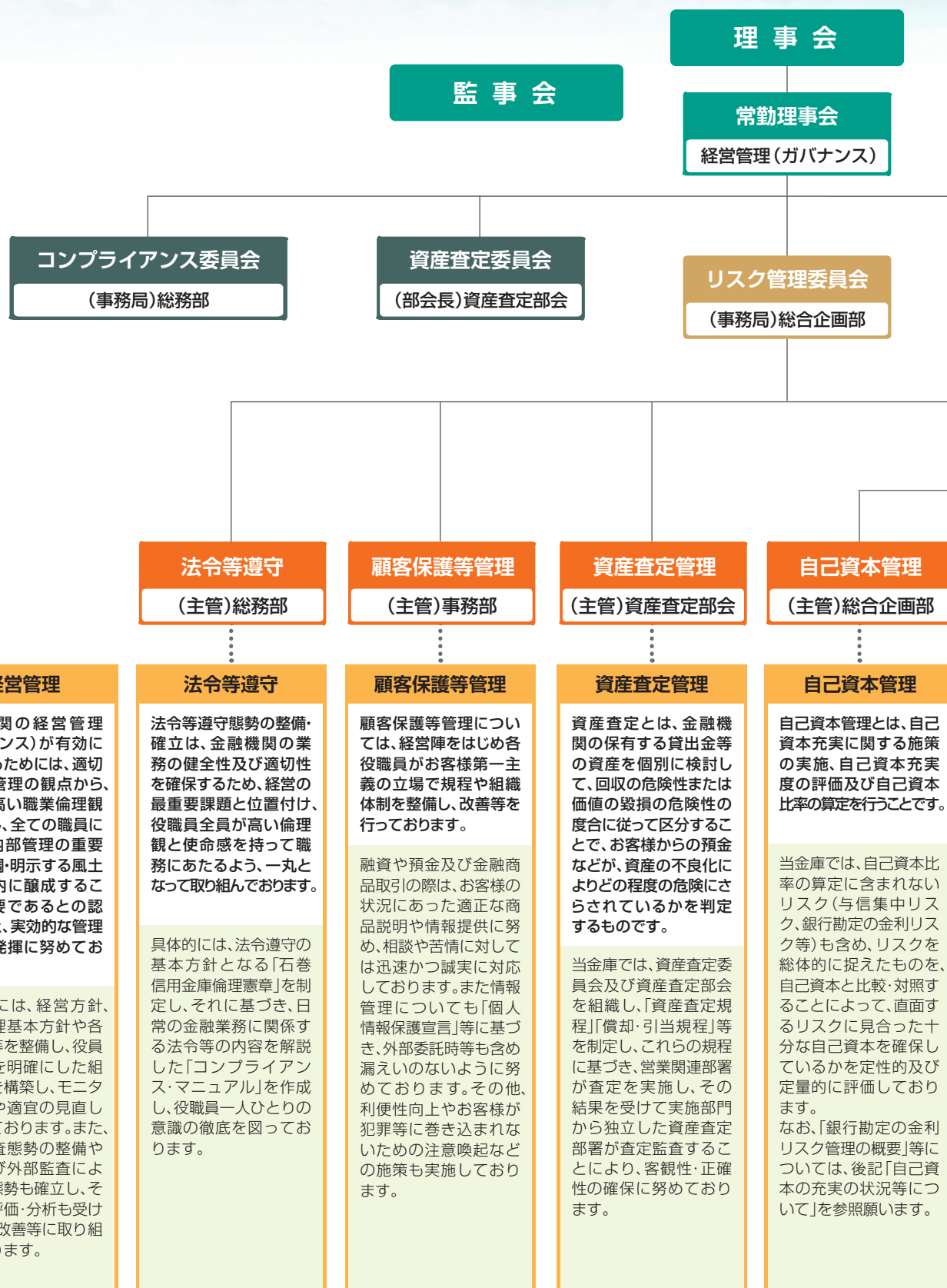
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

担保・保証等による回収見込額

自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

経営の健全性確保への取り組み

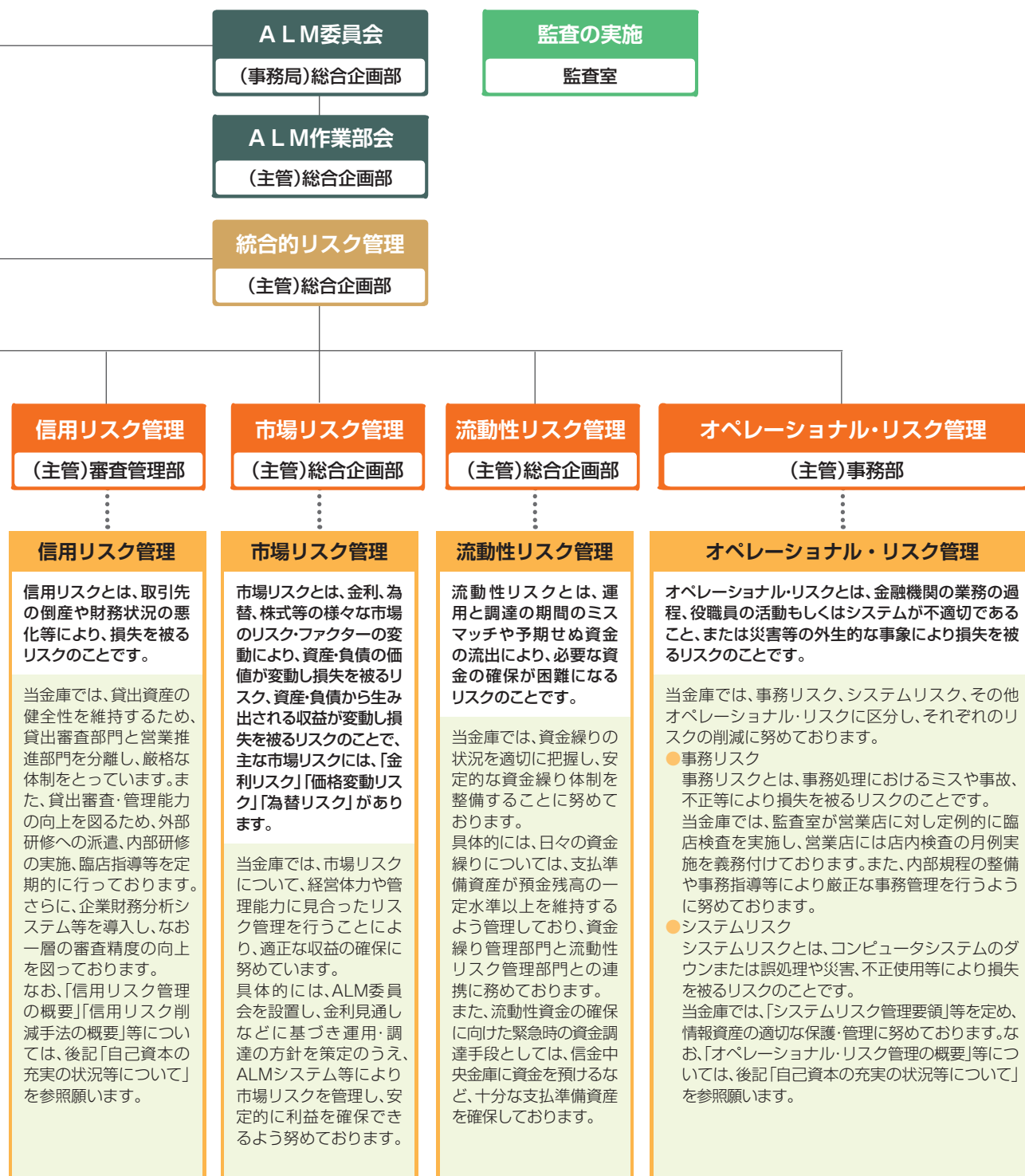
【体制図】



取り組みの概要

当金庫では、経営の健全性等の更なる向上に向け、以下の体制により取り組んでおります。

金融技術の高度化等経営環境の大きな変化に伴い、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しております。こうした環境のもと、お客様に安心してお取引いただくためには、各種リスク等の所在の認識とコントロールにより、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。



自己資本の状況

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	28,766	11,427
うち、出資金及び資本剰余金の額	18,576	568
うち、利益剰余金の額	10,229	10,893
うち、外部流出予定額(△)	12	10
うち、上記以外に該当するものの額	△27	△23
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	176	138
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	176	138
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	28,942	11,565
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	26	33
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	33
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	294	324
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	320	358
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	28,622	11,206

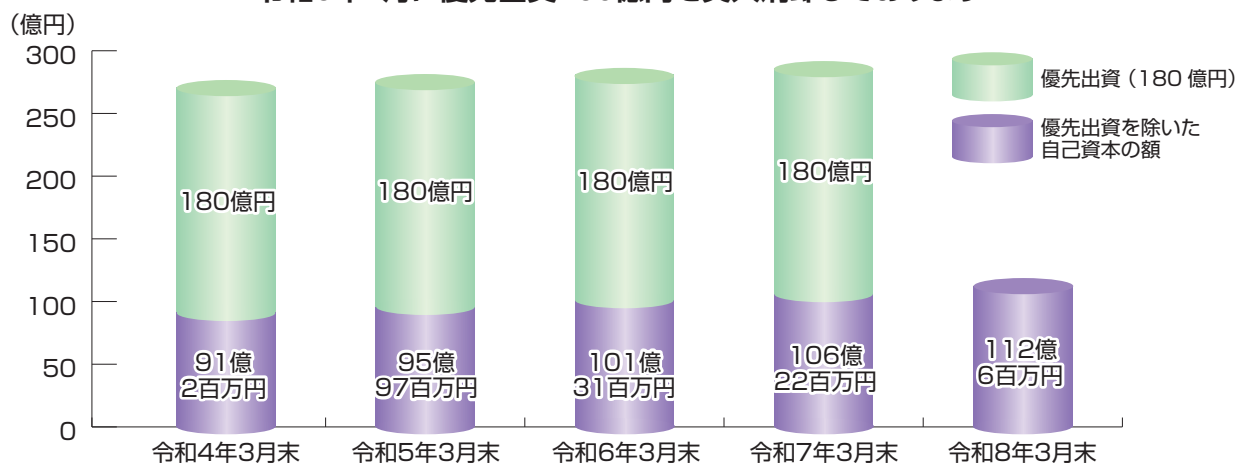
(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	86,880	78,074
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,289	3,523
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	90,169	81,597
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	31.74%	13.73%

注 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本額の推移

< 令和8年2月に優先出資180億円を買入消却しております >



自己資本調達の詳細(令和7年度)

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益準備金等により構成されております。
 なお、当金庫の自己資本調達の概要は次の通りです。

発行主体	石巻信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	568百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

金庫の主要な事業の内容

① 預金業務

1. 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

② 貸出業務

1. 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

2. 手形の割引

銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。

③ 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

④ 内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。

⑤ 付帯業務

1. 代理業務

●日本銀行歳入代理店 ●地方公共団体の公金取扱業務 ●信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務

2. 保護預り及び貸金庫業務

3. 債務の保証

4. 公共債の引受

5. 国債及び投資信託の窓口販売

6. 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)

7. スポーツ振興くじ(toto)の払戻業務

8. 電子債権記録業に係る業務

金融商品に係る勧誘方針

1

当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2

金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。

3

当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4

当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5

金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問合せください。

商品・サービスのご案内

主な預金商品のご案内

預金の種類	期 間	最低預入額	内容・特色
当座預金	定めはありません	1円以上	手形や小切手をご利用いただくための預金です。会社・商店のお取り引きに便利です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
普通預金	定めはありません	1円以上	いつでも自由に出し入れができる預金です。給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなどができ、家計簿代わりにご利用できます。キャッシュカードをご利用いただくと、全国の信用金庫・銀行などでご入金、お引き出しができます。
無利息型普通預金	定めはありません	1円以上	決済用預金の3要件(無利息・要求払い・決済サービス)を満たした普通預金です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
総合口座	定めはありません	1円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金等をセット。イザという時には定期預金等の90%、最高200万円まで自動的にご融資がご利用できます。
貯蓄預金	定めはありません	1円以上	残高に応じて金利が設定された貯蓄性と流動性を兼ね備えた商品です。
通知預金	7日以上	1万円以上	まとまった資金の短期運用に便利です。お引き出しのときは、2日前までにご連絡が必要です。
納税準備預金	定めはありません	1円以上	納税資金を計画的に準備していただく預金です。
定期預金	スーパー定期	1カ月～10年	1,000万円未満の定期預金として資金運用ができます。
	大口定期	1カ月～10年	大口資金の運用に適した定期預金です。
	期日指定定期	最長3年	1年複利で、お預け入れ後1年を経過すると、1カ月前のご連絡でいつでもお引き出しができます。
	変動金利定期	1年・2年・3年	市場金利の動向に合わせて、6カ月ごとに金利が変動する定期預金です。
	年金定期	令和9年3月31日	当金庫で年金を受け取っている方のみご利用いただける定期預金で、スーパー定期1年ものの店頭金利に0.20%上乗せしてお預かりします。取り扱い期間は令和9年3月31日まで。
	ふれあい定期	令和9年3月31日	高齢福祉年金や障害福祉年金等、一定の条件のもとに、スーパー定期1年ものの店頭金利に0.20%上乗せしてお預かりします。取り扱い期間は令和9年3月31日まで。
	笑顔	令和9年3月31日	退職金専用の定期預金です。スーパー定期または大口定期6カ月ものの店頭金利に0.50%上乗せしてお預かりします。取り扱い期間は令和9年3月31日まで。募集枠10億円に達した時点で取り扱い終了とさせていただきます。
	相続定期	令和9年3月31日	相続により取得した資金専用の定期預金です。スーパー定期または大口定期1年物の店頭金利に0.3%上乗せしてお預かりします。取り扱い期間は令和9年3月31日まで。募集枠10億円に達した時点で取り扱い終了とさせていただきます。
	積立定期	定めはありません	目的に合わせ、いつでもお好きな金額を積み立てる預金です。
定期積金	スーパー積金	6カ月～5年	大きな目標に向けて、毎月積み立てていく預金です。
財形預金	一般財形預金	3年以上	貯蓄目的は自由です。課税対象になります。
	財形年金預金	5年以上	豊かな老後を実現するための個人年金預金です。財形住宅預金と合算して元金550万円までのお利息に税金がかかりません。
	財形住宅預金	5年以上	住宅の取得や増改築の資金を貯める預金です。財形年金預金と合算して元金550万円までのお利息に税金がかかりません。

主な融資商品のご案内

個人向けローン

ローンの種類		ご融資金額	ご融資期間	お使いみち・特色
住宅ローン	しんきん 50年住宅ローン笑顔	3,000万円以内	36年以上 50年以内	借入期間を最長50年とし、当金庫の営業エリア内に本店・本社を置く、地元建築業者が建築する「長期優良住宅」を対象とした保証会社を付けない住宅ローンです。
	住宅ローン	10,000万円以内	50年以内	住宅の新築、購入や住宅建築用土地購入、借換えにご利用いただけます。
	無担保住宅ローン	1万円以上 2,000万円以下	20年以内	住宅の増改築・補修資金として不動産担保不要でご利用いただけます。
	フラット35	100万円以上 8,000万円以下	35年以内	住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した全期間固定金利型の住宅ローンです。住宅の建設資金、新築住宅の購入資金または中古住宅の購入資金としてご利用いただけます。
カードローン	しんきん カードローン	10万円以上 100万円以下	3年(自動更新)	カードで必要なときにATMからローンが受けられます。お使いみちは自由です。(ただし、事業性資金、借入金返済資金等は除きます。)
	カードローン きゃっする	10万円以上 500万円以下	3年(自動更新)	お使いみち自由でパソコン・スマートフォン・携帯電話・FAXでカンタンに申込みができます。(ただし、事業性資金は除きます。)
	教育カードローン	50万円以上 500万円以下	5年以内 (1年毎の更新)	教育に関する資金に幅広くご利用いただけます。お借入範囲内であれば何度でもお借入が可能です。在学期間中は利息のみの返済も可能です。
暮らしのローン	個人ローン	1万円以上 500万円以下	10年以内	健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。(ただし、事業性資金、借入金返済資金等は除きます。)
	教育プラン	1万円以上 1,000万円以下	16年以内	お子さまの入学金、授業料などの学費のほか、制服、教科書等の購入資金にも幅広くご利用いただけます。
	みやぎっこ 応援ローン	10万円以上 200万円以下	10年以内	出産や子育てに必要な資金全般にご利用いただけます。 (みやぎ子育て世帯支援総合融資)
	カーライフプラン	1万円以上 1,000万円以下	15年以内	マイカー購入から免許取得費用まで幅広くご利用いただけます。
	NEW セーフティーラン	10万円以上 1,000万円以内	15年以内	マイカー購入から免許取得費用まで幅広くご利用いただけます。
	NEWセーフティー ラン・ECO	10万円以上 1,000万円以内	15年以内	電動車専用のカーローンです。充電器等の設置費用を同時にご利用いただけます。
	しんきん シニアライフローン	1万円以上 100万円以下	10年以内	当金庫で年金をお受取りされている方を対象に(お受取りの手続きをされた方も含む)、ご利用いただけます。
	フリーローンモア	10万円以上 1,000万円以下	10年以内	お使いみち自由です。(事業性ローンにもご利用いただけます。)
	スーパークイックⅡ	10万円以上 500万円以下	10年以内	お使いみち自由です。 (事業性資金、新規開業資金にもご利用いただけます。)

※その他、災害関連融資として災害復興住宅ローン、防災集団移転専用住宅ローンを取扱い中です。

※Web申し込み可能なローンも取り揃えております。

事業者向けローン

ローンの種類	ご融資金額	ご融資期間	お使いみち・特色
一般のご融資	皆様の事業の発展のために一般の融資がご利用いただけます。 割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越があります。		
事業者カードローン	1,000万円以内	1年または 2年毎に更新	事業資金がカード1枚でご利用いただけます。
地方公共団体制度融資	県・市町村の中小企業向け制度資金がご利用できます。		
代理貸付	信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構等の代理貸付がご利用いただけます。		
しんきん 「事業承継ローン」	3,000万円以内	10年以内	事業承継によって生じる各種資金にご利用いただけます。
新規・創業資金 「起業 創生」	500万円以内	1年・2年・3年	起業時・開業時の資金調達にご利用いただけます。

各種サービスのご案内

サービスの種類	特色・内容
法人インターネットバンキング	パソコンからインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動、照会、総合振込・給与振込、税金・各種料金払込などのお取り扱いができます。
個人インターネットバンキング	お手持ちのパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動、照会、Eメール通知などのお取り扱いができます。
ホーム・ファームバンキング	ご家庭や事務所にいながら、端末機を利用して取引照会や総合振込・給与振込などの手続きができます。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する決済サービスです。インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を、記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
しんきんATMゼロネットサービス	全国の信用金庫が提携し、北海道から沖縄まで、各地に設置されているATMのご利用手数料が、平日8:45～18:00(入出金)、土曜日9:00～14:00(出金)は、無料でご利用いただけます。
みやぎネットサービス	提携7金融機関(石巻信用金庫、七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫)のATMが平日8:45～18:00までカードによるお引き出し手数料が無料でご利用いただけます。
デビットカード	デビット加盟店でのお買い物や、ご飲食の利用代金を、キャッシュカードでお客様の口座からお支払いができます。手数料や年会費は無料です。
Bank Pay	Bank Pay加盟店での支払いをQRコードにより決済でき、ご利用代金はお客さまの預金口座から即時にお支払い可能です。
ことら送金	スマートフォンから、対応アプリである「Bank Pay」を使用して1日当たり10万円までの個人間送金が無料で行えます。
ネット口座振替受付サービス	携帯電話やパソコンでインターネットサイトにアクセスし、預金口座振替の契約申込ができます。
自動受取り	給料やボーナス、退職金・保険金・配当金・児童手当等が、ご指定の預金口座へ自動的に振り込まれます。
年金受取り	厚生年金、国民年金等の各種年金が、ご指定の預金口座へ自動的に振り込まれます。
自動支払い	公共料金や税金、授業料、保険料、各種クレジット等をご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
貸金庫	預金証書等の大切な財産や貴重品を安全に保管し、火災等の災害からお守りします。本店営業部とあゆみ野支店に設置しており、あゆみ野支店は全自動貸金庫となっております。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後や休日にお店の売上金などを安全にお預かりし、翌営業日にご指定の預金口座にご入金されます。
税務相談	顧問税理士による税務相談をお受けしております。

保険代理店・証券業務のご案内

業務の種類		特色・内容
保険代理店業務		住宅関連長期火災保険等の損害保険窓口業務、個人年金保険、一時払終身保険、医療保険、がん保険等の生命保険窓口販売を行っております。
証券業務	個人向け国債	日本国政府が利子と償還金をお支払いする債券で、安全性の高い商品です。
	投資信託	多様な運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの「投資信託」を品揃えています。元本保証はなく元本割れのリスクもある反面、運用収益分配金が受け取れ、高い収益も期待できる商品です。(注)本商品は預金保険制度の対象外です。

手数料一覧(抜粋)

(令和8年7月1日現在)

為替関係手数料

振込手数料			他金庫・ 銀行あて	当金庫内		
				本支店 あて	取扱店 あて	
電信扱い		3万円未満	1件	550円	330円	220円
		3万円以上	1件	770円	550円	440円
ATM 利用	現金・ 他行カード*	3万円未満	1件	550円	330円	無料
		3万円以上	1件	770円	550円	無料
	当金庫カード*	3万円未満	1件	330円	110円	無料
		3万円以上	1件	550円	330円	無料
代金取立手数料						
電子交換所扱い			1通	660円	660円	無料
個別取立			1通	1,100円		

その他手数料利用料

自己宛小切手発行料(1枚)		440円
証明書発行手数料(残高証明書等)(1通)		220円
再発行手数料(通帳、証書、カード)(1件)		1,100円
夜間金庫使用料(年額)		33,000円
貸金庫利用料(全自動)(年額)	第一種	15,400円
	第二種	19,800円
貸金庫利用料(一般)(年額)	第一種	13,200円
	第二種	16,500円
株式払込金取扱手数料		払込金額×2.5/1,000+消費税
両替手数料	1枚～100枚	無料
	101枚～500枚	440円
	501枚～1,000枚	550円
	1,001枚～2,000枚	880円
	2,001枚～3,000枚	1,210円
	3,001枚～4,000枚	1,540円
	4,001枚～5,000枚	1,870円
	5,001枚～6,000枚	2,200円
	以降1,000枚毎に330円加算	

融資関連手数料

不動産担保事務取扱手数料(設定額)		3,000万円未満	11,000円
		3,000万円以上	33,000円
※ 証書貸付	の住宅ローン	期限前一部繰り上げ償還 (対象個別残高100万円以上)	融資後7年以内 5,500円
		期限前完済 (対象個別残高100万円以上)	融資後7年以内 33,000円
		期限前一部繰り上げ償還 (対象個別残高100万円以上)	1回につき 5,500円
		期限前完済 (対象個別残高100万円以上)	融資後3年以内 11,000円
	上記以外	期限前完済 (対象個別残高100万円以上)	融資後5年以内 5,500円
		期限前完済 (対象個別残高100万円以上)	融資後7年以内 3,300円
		期限前完済 (対象個別残高100万円以上)	融資後7年超 無料
		期限前完済 (対象個別残高100万円以上)	融資後7年超 無料

※住宅ローン含む

当座預金関係手数料

小切手帳(1冊50枚)	5,500円
約束手形(1冊50枚)	5,500円
為替手形(1冊25枚)	2,750円
マル専手形口座開設料 (割賦販売通知書1通につき)	3,300円
マル専手形用紙(1枚)	550円

※詳細は最寄りの店舗へお問い合わせ下さい。

資料編

MATERIALS EDITION

INDEX

財務諸表

○貸借対照表	32
○損益計算書	37
○剰余金処分計算書	37

最近2年間の事業の状況

主要な業務の指標

●業務粗利益	38
●業務純益	38
●利鞘・利益率	38
●資金運用収支の内訳	38
●受取利息・支払利息の増減	38

預金に関する指標

●預金積金及び譲渡性預金平均残高	38
●定期預金残高	38

貸出金等に関する指標

●貸出金平均残高	39
●貸出金残高	39
●貸出金の担保別内訳	39
●債務保証見返の担保別内訳	39
●貸出金使途別残高	39
●貸出金業種別内訳	39
●預貸率	39

有価証券に関する指標

●預証率	39
●商品有価証券平均残高	40
●有価証券の種類別の平均残高	40
●有価証券の時価情報	40

金銭の信託の時価情報	41
------------	----

デリバティブ取引	41
----------	----

有価証券の種類別の残存期間別の残高	41
-------------------	----

貸倒引当金・貸出金償却の状況	41
----------------	----

役職員の報酬体系について	42
--------------	----

財務諸表の作成に係る 内部監査の有効性等の確認	42
----------------------------	----

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資産	令和7年3月末	令和8年3月末
現金	2,899	2,067
預け金	40,439	23,171
買入金銭債権	7,990	7,749
金銭の信託	0	0
有価証券	72,023	63,721
国債	2,861	2,424
地方債	6,801	7,346
社債	39,430	37,789
株式	14	14
その他の証券	22,915	16,146
貸出金	83,488	86,632
割引手形	83	116
手形貸付	4,690	5,146
証書貸付	75,313	77,120
当座貸越	3,401	4,248
その他資産	1,629	1,654
未決済為替貸	32	22
信金中金出資金	1,057	1,057
前払費用	25	16
未収収益	206	216
その他の資産	308	342
有形固定資産	2,257	2,194
建物	1,311	1,243
土地	762	762
その他の有形固定資産	183	188
無形固定資産	26	33
ソフトウェア	0	8
その他の無形固定資産	25	25
前払年金費用	414	457
繰延税金資産	186	128
債務保証見返	595	460
貸倒引当金	△ 1,043	△ 918
(うち個別貸倒引当金)	△ 867	△ 780
買入金銭債権評価引当金	△ 0	△ 0
合 計	210,909	187,353

(単位：百万円)

負債及び純資産	令和7年3月末	令和8年3月末
預金積金	183,142	178,812
当座預金	3,172	2,771
普通預金	117,233	115,112
貯蓄預金	964	919
通知預金	—	13
定期預金	58,332	56,737
定期積金	2,153	2,045
その他の預金	1,286	1,213
借入金	2,050	1,346
借入金	2,050	1,346
その他負債	434	485
未決済為替借	32	26
未払費用	67	156
給付補填備金	0	1
未払法人税等	199	163
前受収益	55	62
払戻未済金	9	8
職員預り金	4	1
資産除去債務	19	19
その他の負債	45	46
賞与引当金	29	25
退職給付引当金	3	2
役員退職慰労引当金	78	64
偶発損失引当金	101	101
睡眠預金払戻損失引当金	8	7
その他の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
債務保証	595	460
負債の部合計	186,444	181,307
出資金	9,576	568
普通出資金	576	568
優先出資金	9,000	—
資本剰余金	9,000	—
資本準備金	9,000	—
利益剰余金	10,229	10,893
利益準備金	1,355	1,421
その他利益剰余金	8,874	9,472
特別積立金	7,833	8,333
当期末処分剰余金	1,041	1,139
処分未済持分	△ 27	△ 23
会員勘定合計	28,779	11,438
その他有価証券評価差額金	△ 4,314	△ 5,391
評価・換算差額等合計	△ 4,314	△ 5,391
純資産の部合計	24,464	6,046
合 計	210,909	187,353

【貸借対照表の注記】

注1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

注3 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。

注4 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5年～39年
動産 3年～20年

注5 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

注6 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店、管理課、総務課、総合企画課で資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部会が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,730百万円であります。

注7 買入金銭債権評価引当金は、買入金銭債権（年金福祉協会に対する「信託受益権」）の損失に備えるため、貸倒引当金と同様の方法により算定した予想損失額を引き当てております。

注8 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

注9 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

注10 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △31,890百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分） 0.0327%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であります。また、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金6百万円を費用処理しております。

注11 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

注12 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

注13 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

注14 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものなどがあります。為替業務及びその他の受入手数料等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

注15 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し5年間で均等償却を行っており、それ以外の控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注16 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 918百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6. に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に影響を及ぼす可能性があります。

注 17 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額339百万円

注 18 子会社等の株式又は出資金の総額4百万円

注 19 有形固定資産の減価償却累計額2,053百万円

注 20 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,074百万円
危険債権額	3,839百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	－ 百万円
合計額	4,913百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

注 21 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は116百万円であります。

注 22 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 預け金 1,500百万円

担保資産に対応する債務 借入金 1,300百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金3,000百万円、日本銀行取引の担保として有価証券200百万円を差し入れております。

注 23 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。

当金庫債務保証の金額50百万円については、債務保証見返と債務保証を全額控除しております。

注 24 出資1口当たりの純資産額5,550円50銭

注 25 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及そのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資権限規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に理事会等を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、ALM委員会がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程において、リスク管理方法を明記しており、ALM委員会において検討された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」の金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクについて市場リスク量をそれぞれVaRにより月次で計測しており、「貸出金」については信用VaRを月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫の「預金積金」「預け金」「有価証券」のVaRは共分散行列法（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出、「貸出金」の信用VaRはSDB（信金データベース）のデフォルト確率（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間3年、相関係数0.3）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫のリスク量（損失額の推計値）は、全体で5,677百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金・積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

注 26 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。
 なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。
 また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。自金庫保証付私募債は、期間に基づき、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額により算出しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求性預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金は、期間ごとに区分して、当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(注2) (単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	4
非上場株式(※1)	10
組合出資金(※2)	0
合 計	14

(※1) 子会社、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和6年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注4) (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	174,430	3,598	414	368
借入金	1,304	16	20	6
合 計	175,734	3,614	434	374

(※) 預金積金のうち、要求性預金は「1年以内」に含めて開示しております。

(注1) (単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	23,171	22,344	△827
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	50	47	△2
その他有価証券	63,657	63,657	—
(3) 貸出金(※1)	86,632		
貸倒引当金(※2)	△885		
	85,746	83,701	△2,045
金融資産計	172,625	169,749	△2,875
(1) 預金積金(※1)	178,812	178,558	△253
(2) 借入金(※1)	1,346	1,343	△2
金融負債計	180,158	179,902	△256

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注3) (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	8,200	6,030	1,000	3,000
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	50	—
その他有価証券	4,796	33,525	8,339	15,717
貸出金(※)	16,623	27,007	20,192	17,658
合 計	29,619	66,562	29,581	36,375

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

注 27 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。

・満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	50	47	△2
	その他	—	—	—
	小 計	50	47	△2
合 計		50	47	△2

・その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,908	1,905	3
	国債	506	505	0
	地方債	802	800	1
	社債	600	600	0
	その他	4,792	4,439	353
	小計	6,701	6,345	356
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	45,602	50,062	△4,460
	国債	1,918	2,686	△767
	地方債	6,544	7,120	△576
	社債	37,138	40,255	△3,116
	その他	11,352	12,641	△1,288
	小計	56,955	62,703	△5,748
合 計		63,657	69,048	△5,391

注 28 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,247百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,375百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

注 29 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	606
偶発損失引当金	29
減価償却超過額	22
固定資産減損	21
役員退職慰労引当金	18
未払事業税	18
その他	26
有価証券評価差額	1,563
繰延税金資産小計	2,307
評価性引当額	△ 2,045
繰延税金資産合計	261
繰延税金負債	
前払年金費用	132
繰延税金負債合計	132
繰延税金資産の純額	128

注 30 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	該当ございません
顧客との契約から生じた債権	3百万円
契約負債	該当ございません

損益計算書

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
経常収益	2,332,166	2,884,221
資金運用収益	2,059,453	2,593,209
貸出金利息	1,147,856	1,248,412
預け金利息	97,738	210,439
有価証券利息配当金	756,889	1,072,941
その他の受入利息	56,969	61,415
役務取引等収益	186,365	182,875
受入為替手数料	86,465	85,239
その他の役務収益	99,900	97,636
その他業務収益	16,535	24,350
国債等債券売却益	799	112
国債等債券償還益	5,529	174
その他の業務収益	10,206	24,062
その他経常収益	69,812	83,786
貸倒引当金戻入益	5,971	77,502
償却債権取立益	29,934	2,873
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	33,905	3,410
経常費用	1,364,551	1,830,894
資金調達費用	123,255	354,671
預金利息	119,936	347,364
給付補填備金繰入額	164	1,325
借入金利息	3,119	5,971
その他の支払利息	35	10
役務取引等費用	168,446	163,029
支払為替手数料	19,676	19,228
その他の役務費用	148,769	143,801
その他業務費用	34,394	187,070
国債等債券売却損	6,748	834
国債等債券償還損	26,655	185,815
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	989	420
経費	1,026,592	1,072,476
人件費	468,527	515,827
物件費	512,388	508,926
税金	45,676	47,722
その他経常費用	11,863	53,646
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	3,399	10,465
株式等償却	—	—
その他資産償却	2,433	2,571
その他の経常費用	6,030	40,609
経常利益	967,614	1,053,326

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	123	121
固定資産処分損	123	121
減損損失	—	—
税引前当期純利益	967,491	1,053,205
法人税、住民税及び事業税	261,021	282,684
法人税等調整額	47,267	57,727
法人税等合計	308,288	340,412
当期純利益	659,203	712,793
繰越金(当期首残高)	382,025	42,382
当期末処分剰余金	1,041,228	1,139,175

【損益計算書の注記】

- 注1 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 注2 子会社との取引による収益総額 312千円
子会社との取引による費用総額 9,700千円
- 注3 出資1口当たり当期純利益金額646円87銭
- 注4 「その他の経常収益」には、睡眠預金利益計上額2,394千円、睡眠預金払戻引当金戻入超過額1,014千円を含んでおります。
- 注5 「その他の経常費用」は、責任共有制度負担金39,998千円、睡眠預金払戻金447千円、偶発損失引当金繰入超過額163千円を含んでおります。
- 注6 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
未処分剰余金	19,041,228	1,139,175
当期末処分剰余金	1,041,228	1,139,175
優先出資金取崩額	9,000,000	—
資本準備金取崩額	9,000,000	—
剰余金処分額	578,663	632,216
利益準備金	65,920	71,279
普通出資に対する配当金	(年2.00%) 10,943	(年2.00%) 10,937
優先出資に対する配当金	(年0.01%) 1,800	—
特別積立金	500,000	500,000
創立100周年記念積立金	—	50,000
繰越金(当期末残高)	18,462,564	506,958

最近2年間の事業の状況

主要な業務の指標

業務粗利益

(単位:千円、%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	1,936,197	2,238,537
資金運用収益	2,059,453	2,593,209
資金調達費用	123,255	354,671
役務取引等収支	17,919	19,846
役務取引等収益	186,365	182,875
役務取引等費用	168,446	163,029
その他の業務収支	△ 17,858	△ 162,720
その他業務収益	16,535	24,350
その他業務費用	34,394	187,070
業務粗利益	1,936,258	2,095,663
業務粗利益率	0.90	1.00

注1 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度0千円、令和7年度0千円)を控除して表示しております。

注2 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	832,013	993,010
実質業務純益	832,013	993,010
コア業務純益	859,088	1,179,372
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	859,088	863,113

注1 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

注2 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

注3 コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(単位:百万円)		利息(単位:千円)		利回(単位:%)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	214,635	209,139	2,059,453	2,593,209	0.95	1.23
うち貸出金	80,902	83,526	1,147,856	1,248,412	1.41	1.49
うち預け金	48,209	43,018	97,738	210,439	0.20	0.48
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	76,605	73,780	756,889	1,072,941	0.98	1.45
資金調達勘定	191,312	186,813	123,255	354,671	0.06	0.18
うち預金積金	189,369	185,197	120,100	348,689	0.06	0.18
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,936	1,613	3,119	5,971	0.16	0.37

注 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度81百万円、令和7年度77百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度0百万円、令和7年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 22,274	49,725	27,451	△ 52,213	585,969	533,756
うち貸出金	6,935	10,849	17,784	37,008	63,548	100,556
うち預け金	△ 1,933	44,476	42,543	△ 10,383	123,084	112,701
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 11,562	△ 21,067	△ 32,629	△ 27,682	343,734	316,052
支払利息	△ 240	104,764	104,524	△ 2,699	234,115	231,416
うち預金積金	△ 258	101,728	101,470	△ 2,502	231,091	228,589
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	0	3,064	3,064	△ 515	3,367	2,852

注 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めて表示しております。

利鞘・利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.43	0.49
総資産当期純利益率	0.29	0.33
総資金利鞘	0.31	0.45
資金運用利回	0.95	1.23
資金調達原価率	0.64	0.78

注 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
流動性預金	123,176	119,936
うち有利息預金	107,779	106,292
定期性預金	65,628	64,696
うち固定金利定期預金	63,255	62,552
うち変動金利定期預金	19	41
その他	564	564
小計	189,369	185,197
譲渡性預金	—	—
合計	189,369	185,197

注1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

注2 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
定期預金	58,332	56,737
固定金利定期預金	58,299	56,692
変動金利定期預金	32	44
その他	0	0

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
割引手形	159	85
手形貸付	4,281	4,373
証書貸付	73,844	75,801
当座貸越	2,616	3,266
合 計	80,902	83,526

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金残高	83,488	86,632
うち変動金利	28,995	27,982
うち固定金利	54,493	58,649

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	217	216
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	9,321	9,060
その他	9	5
小 計	9,549	9,282
信用保証協会・信用保険	23,305	23,808
保 証	5,299	4,900
信 用	45,334	48,639
合 計	83,488	86,632

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	35,852	42.94%	35,323	40.77%
運転資金	47,636	57.06%	51,308	59.23%
合 計	83,488	100.00%	86,632	100.00%

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	29	10
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	27	21
その他	—	—
小 計	57	31
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	2	1
信 用	536	427
合 計	595	460

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和6年度			令和7年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	123	6,033	7.2	127	6,420	7.4
農業・林業	19	338	0.4	19	357	0.4
漁 業	25	315	0.3	23	303	0.3
鉱業・採石業・砂利採取業	1	20	0.0	1	20	0.0
建設業	356	9,481	11.3	370	10,481	12.0
電気・ガス・熱供給・水道業	11	736	0.8	11	686	0.7
情報通信業	6	207	0.2	7	269	0.3
運輸業・郵便業	53	2,525	3.0	55	2,462	2.8
卸売業・小売業	225	5,852	7.0	231	6,165	7.1
金融業・保険業	17	17,814	21.3	17	18,911	21.8
不動産業	113	5,325	6.3	115	5,616	6.4
物品賃貸業	3	33	0.0	3	28	0.0
学術研究・専門・技術サービス業	10	365	0.4	11	489	0.5
宿泊業	8	77	0.0	7	71	0.0
飲食業	90	906	1.0	97	980	1.1
生活関連サービス業・娯楽業	47	793	0.9	51	941	1.0
教育・学習支援業	15	421	0.5	13	384	0.4
医療・福祉	48	1,239	1.4	50	1,207	1.3
その他のサービス	157	2,223	2.6	161	2,457	2.8
小 計	1,327	54,710	65.5	1,369	58,257	67.2
国・地方公共団体等	9	10,423	12.4	8	10,929	12.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,185	18,354	21.9	4,104	17,445	20.1
合 計	5,521	83,488	100.0	5,481	86,632	100.0

注 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金(期末残高)(A)	83,488	86,632
預金(期末残高)(B)	183,142	178,812
預貸率	(A/B)	45.58%
	期中平残	42.72%
		45.10%

注 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

有価証券に関する指標

預証率

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
有価証券(期末残高)(A)	72,023	63,721
預金(期末残高)(B)	183,142	178,812
預証率	(A/B)	39.32%
	期中平残	40.45%
		39.83%

注 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

商品有価証券平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
合 計	76,605	73,780
国 債	3,397	3,236
地方債	7,335	7,418
社 債	41,351	41,325
株 式	14	14
外国証券	18,051	16,331
その他の証券	6,455	5,454

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	50	49	△0	50	47	△2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	50	49	△0	50	47	△2
合 計		50	49	△0	50	47	△2

注 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

●その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	3,970	3,939	30	1,908	1,905	3
	国 債	715	709	6	506	505	0
	地方債	1,723	1,708	14	802	800	1
	社 債	1,531	1,521	9	600	600	0
	その他	3,840	3,623	216	4,792	4,439	353
	小 計	7,810	7,563	247	6,701	6,345	356
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	45,072	48,048	△ 2,975	45,602	50,062	△ 4,460
	国 債	2,145	2,685	△ 540	1,918	2,686	△ 767
	地方債	5,077	5,442	△ 364	6,544	7,120	△ 576
	社 債	37,849	39,920	△ 2,071	37,138	40,255	△ 3,116
	その他	19,074	20,660	△ 1,586	11,352	12,641	△ 1,288
	小 計	64,147	68,709	△ 4,561	56,955	62,703	△ 5,748
合 計		71,958	76,272	△ 4,314	63,657	69,048	△ 5,391

注 1 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

注 2 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

注 3 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	4	4
非上場株式	10	10
組合出資金	0	0
合 計	15	14

●売買目的有価証券

該当ありません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

金銭の信託の時価情報

●満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和6年度					令和7年度				
貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	うち時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	うち時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	0	—

注 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

令和6年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	200	515	—	—	—	2,145	—	2,861
地方債	1,753	2,016	771	188	1,071	999	—	6,801
社 債	2,287	7,429	11,059	5,836	2,036	10,781	—	39,430
株 式	—	—	—	—	—	—	14	14
外国証券	199	1,581	3,052	2,001	258	1,382	8,380	16,856
その他の証券	1,129	1,377	527	337	—	—	2,687	6,059

(単位：百万円)

令和7年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	506	—	—	—	1,918	—	2,424
地方債	1,275	1,161	2,837	872	315	883	—	7,346
社 債	3,023	9,228	13,320	3,466	598	8,151	—	37,789
株 式	—	—	—	—	—	—	14	14
外国証券	398	2,271	1,649	1,953	242	1,214	4,315	12,044
その他の証券	65	1,069	391	—	—	—	2,575	4,101

貸倒引当金・貸出金償却の状況

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 6 年度	269	176	—	269	176
	令和 7 年度	176	138	—	176	138
個別貸倒引当金	令和 6 年度	798	867	17	780	867
	令和 7 年度	867	780	47	820	780
合計	令和 6 年度	1,067	1,043	17	1,049	1,043
	令和 7 年度	1,043	918	47	996	918

●貸出金償却

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却	3,399	10,465

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】 退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)	
区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	89

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」82百万円、「退職慰労金」7百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労金の合計額です。

(3) その他 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

財務諸表の作成に係る内部監査の有効性等の確認

令和8年6月29日開催の第100回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月30日
石巻信用金庫

理 事 長 明 石 圭 生

自己資本の充実の状況等について

自己資本充実の概要（単体）

項 目	内 容
自己資本調達手段の概要	当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、さらに当金庫が積み立てているもの等です。
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を大きく上回っており、さらに、繰延税金資産につきましても自己資本に占める割合は、経営の健全性・安全性を十分保っている水準と評価しております。 一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。
信用リスクに関する事項	
リスク管理の方針及び 手続の概要	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。 当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「リスク管理規程」「リスク管理マニュアル」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。 信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。また、貸出金については、信用VaRを信金データベースのデフォルト確率により算出しております。 以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会や常勤理事会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。 貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
標準的手法が適用される ポートフォリオに関する 事項	リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関は以下の4つの機関を採用しております。 なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。 また、全ての法人向けエクスポージャーに一律100%のリスク・ウェイトを適用する取り扱いはありません。 ●格付投資情報センター(R&I) ●日本格付研究所(JCR) ●ムーディーズ(Moody's) ●S&Pグローバル・レーティング(S&P)
信用リスク削減手法に 関するリスク管理の方針及 び手続の概要	バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には、預金積金や上場株式等があり、その手続については、金庫が定める事務規程・要領等により、適切な事務取り扱い並びに適正な評価・管理を行っております。 また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取り扱いに努めております。 なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。
派生商品取引等に関する リスク管理の方針及び 手続の概要	当金庫は、派生商品取引等は行っておりません。
証券化エクスポージャー に関する事項	証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。 一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。 信用リスク・アセットの額の算出は標準的手法を採用しており、会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 ●格付投資情報センター(R&I) ●日本格付研究所(JCR) ●ムーディーズ(Moody's) ●S&Pグローバル・レーティング(S&P)

用語解説

- ◎リスク・ウェイト……………貸出金や有価証券などリスクを有する資産に、リスクの大きさに応じて乗じる掛目のことです。
- ◎オペレーショナル・リスク…金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または災害等の外生的な事象により損害を被るリスクのことです。
- ◎リスク・アセット……………資産にリスク・ウェイトを乗じて算出した、資産金額のことです。
- ◎エクスポージャー……………リスクを有している資産のことであり、貸出金や有価証券などが該当します。

項 目	内 容
オペレーショナル・リスクに関する項目	
リスク管理の方針及び手続の概要	当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクの認識・評価に努めております。 リスクの計測に関しましては、標準的手法を採用しております。 また、これらのリスクに関しましては、経営陣により理事会において報告する態勢を整備しております。
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	当金庫は標準的手法を採用しております。
出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、株式関連投資信託、不動産投資信託等が該当します。 そのうち、上場株式、株式関連投資信託、不動産投資信託等にかかるリスクの認識については、「時価評価」及び「過去の市場データ等をもとに算出される最大予想損失額(VaR)」によって把握するとともに、運用状況を常勤理事会、理事会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針等の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。 なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」等に基づいた運用・管理を行っております。 非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式に関しても、「資金運用規程」等に基づいた運用・管理を行っております。 なお、会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務方針」に従った適正な処理を行っております。
金利リスクに関する事項	
リスク管理の方針及び手続の概要	金利リスクとは、金利変動により資産・負債の経済価値が変化し損失を被ることや、将来の収益が変動し損失を被ることをいいますが、当金庫では金利リスクを自己資本に照らして許容可能な水準にコントロールするリスク資本配賦の枠組み等により管理を行っております。 具体的には、△EVE、△NIIの計測のほか、市場リスク量の統一的な尺度としてのVaR(信頼水準99%、保有期間3か月、観測期間5年間)および100BPVを定期的に計測し、ALM委員会で協議・検討を行うなどリスク・コントロールに努めております。なお、デリバティブ取引などによる金利削減取引は行っており、金利リスクを削減する場合は、当該ポジションの売却が考えられます。
金利リスク算定手法の概要	開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIに関する事項並びにこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項 ●流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年 ●流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年 ●流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提 金融庁が定める保守的な前提 ●固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 考慮しておりません。 ●複数通貨の集計方法及びその前提 単純合計しており、通貨間の相関は考慮しておりません。 ●スプレットに関する前提 割引金利にスプレットは含めていますが、△EVE及び△NII計算時にはスプレット変動は考慮しておりません。 ●内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 該当ありません。 ●計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 △EVE及び△NIIの計算は再評価法で計測しています。再評価法とはイールドカーブ変化前後の経済価値や利息収入を計算し、その差額を金利リスクとする方法です。 また、当金庫は前述の通りVaRによる金利リスク量を測定しております。VaRは金利以外に株価や為替リスクも考慮したリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過少に評価されますが、当金庫ではバックテストの実施や100BPV等を加えたストレステストを行うことでこれを補完しております。

■自己資本充実の状況

◆自己資本の構成に関する事項 本紙の24・25ページ(自己資本の状況)を参照願います。

◆自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	86,880	3,475	78,074	3,122
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,962	2,958	69,160	2,766
ソブリン向け	1,263	50	1,133	45
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,365	494	9,645	385
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,563	62	1,664	66
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	24,330	973	26,491	1,059
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,283	171	4,916	196
トランザクター向け	242	9	226	9
不動産関連向け	9,630	385	9,097	363
自己居住用不動産等向け	4,977	199	4,816	192
賃貸用不動産向け	3,057	122	2,845	113
事業用不動産関連向け	1,503	60	1,349	53
その他不動産関連向け	91	3	86	3
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	4,807	192	4,003	160
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,742	69	1,679	67
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	411	16	348	13
取立未済手形	6	0	4	0
信用保証協会等による保証付	684	27	931	37
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0
株式等	18	0	15	0
上記以外	14,416	576	10,892	435
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,248	329	5,998	239
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,057	42	1,057	42
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	767	30	654	26
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	301	12	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,041	161	3,182	127
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,735	509	8,873	354
ルック・スルー方式	12,735	509	8,873	354
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
ファールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	178	7	36	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	3	0
ロ.オペレーショナルリスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	3,289	131	3,523	140
BI	2,193		2,348	
BIC	263		281	
ハ.単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	90,169	3,606	81,597	3,263

〈次頁へ続く〉

注

- 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

◆信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	令和 6 年度				令和 7 年度			
		信用リスクエクスポージャー期末残高			延滞 エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高			延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券		
国 内		212,963	85,952	52,038	5,214	189,383	88,895	52,018	4,919
国 外		18,109	—	18,109	—	13,199	—	13,199	—
地域別合計		231,072	85,952	70,147	5,214	202,583	88,895	65,217	4,919
製造業		14,513	6,327	8,185	596	15,142	6,656	8,484	546
農業・林業		447	447	—	59	459	459	—	59
漁 業		582	582	—	28	558	558	—	35
鉱業、採石業、砂利採取業		117	20	97	20	118	20	98	20
建設業		11,805	10,363	1,442	1,475	12,621	11,277	1,344	1,261
電気・ガス・熱供給・水道業		6,151	751	5,400	—	5,900	700	5,200	—
情報通信業		2,199	210	1,899	—	2,122	272	1,799	—
運輸業、郵便業		3,796	2,600	1,196	338	3,933	2,535	1,397	501
卸売業、小売業		10,635	6,438	4,196	547	10,546	6,748	3,797	449
金融業、保険業		78,257	17,876	17,981	27	62,291	18,977	18,383	27
不動産業		9,503	5,610	3,892	714	8,974	5,884	3,089	594
物品賃貸業		33	33	—	—	28	28	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		409	409	—	35	542	542	—	61
宿泊業		77	77	—	—	72	72	—	—
飲食業		1,108	1,108	—	190	1,175	1,175	—	179
生活関連サービス業、娯楽業		936	936	—	28	1,073	1,073	—	25
教育、学習支援業		423	423	—	6	385	385	—	49
医療、福祉		1,391	1,391	—	152	1,350	1,350	—	180
その他のサービス		2,534	2,525	—	190	2,734	2,726	—	179
国・地方公共団体等		27,471	10,425	17,045	—	28,155	10,932	17,223	—
個 人		17,391	17,391	—	801	16,516	16,516	—	747
その他		41,284	—	8,809	—	27,881	—	4,399	—
業種別合計		231,072	85,952	70,147	5,214	202,583	88,895	65,217	4,919
1年以下		43,477	10,192	4,452		23,269	14,950	4,731	
1年超3年以下		25,520	9,098	11,660		30,262	5,914	13,415	
3年超5年以下		23,545	6,131	15,313		30,590	10,060	18,599	
5年超7年以下		22,401	13,373	8,628		16,973	9,972	7,000	
7年超10年以下		21,255	17,117	3,638		20,018	18,154	1,364	
10年超		57,529	29,384	17,645		55,405	29,198	15,706	
期間の定めのないもの		37,341	654	8,809		26,064	644	4,399	
残存期間別合計		231,072	85,952	70,147		202,583	88,895	65,217	

注

- オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
- CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本紙の 41 ページ（貸倒引当金の内訳）を参照願います。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	127	119	△ 21	△ 7	3	—
農業・林業	47	49	△ 1	1	—	—
漁 業	1	1	△ 0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	19	19	—	—	—	—
建設業	266	256	43	△ 9	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	7	4	5	△ 3	—	—
卸売業、小売業	73	56	31	△ 17	—	—
金融業、保険業	25	25	△ 0	0	—	—
不動産業	110	82	13	△ 28	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	17	13	△ 1	△ 4	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	4	0	△ 1	—	—
教育、学習支援業	4	4	4	0	—	—
医療、福祉	86	81	△ 6	△ 5	—	—
その他のサービス	12	8	12	△ 4	—	10
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	59	53	△ 12	△ 5	—	—
合 計	867	780	69	△ 86	3	10

- 注 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

●リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	令和 6 年度				令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	138,524	2,260	10.000	138,728	128,345	2,155	10.000	128,538
40%～70%	24,247	8,974	10.000	24,706	22,471	8,606	10.000	22,896
75%	6,315	3,014	11.000	6,240	7,083	2,722	11.000	6,940
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	8,902	1,700	30.000	8,985	10,566	1,362	30.000	10,330
90%～100%	13,993	2,116	20.000	14,201	9,487	2,375	20.000	9,712
105%～130%	3,119	—	—	3,115	2,645	—	—	2,640
150%	1,219	53	10.000	1,181	1,001	55	10.000	973
250%	3,299	—	—	3,299	2,399	—	—	2,399
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	199,621	18,120	—	200,457	184,001	17,277	—	184,432

- 注 1.「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度																															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
現金	2,899	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,899
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,370	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,370
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	17,576	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17,576
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	400	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	400
我が国の政府関係機関向け	－	12,231	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12,231
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	39,733	－	－	17,422	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,000	64,155
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	7,819	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,819
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	－	11,476	－	－	－	－	－	1,000	－	－	15,263	－	－	－	1,200	1,399	－	9,001	－	－	4,061	－	－	－	500	－	－	－	－	43,901
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	627	－	－	－	－	5,662	－	－	－	－	918	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,209
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	627	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	627
不動産関連向け	－	－	－	1,024	702	2,478	－	526	－	1,343	－	488	1,814	－	605	1	6,853	683	－	－	124	－	－	1,727	855	32	－	64	－	－	－	19,326
自己居住用不動産等向け	－	－	－	1,024	702	1,891	－	－	－	1,343	－	－	1,814	－	－	1	6,399	160	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13,338
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	586	－	526	－	－	－	488	－	－	453	－	523	－	－	－	－	1,727	－	－	－	－	－	－	－	－	4,305	
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	454	－	－	－	124	－	－	－	855	32	－	64	－	－	－	－	1,530	
その他の不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	152	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	152	
A D C 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,807	－	－	4,807	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	179	－	－	－	－	－	－	－	－	－	267	－	－	－	－	972	－	－	－	1,418	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	575	－	－	－	－	－	－	－	－	575	
取立未済手形	32	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	32	
信用保証協会等による保証付	6,964	6,844	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13,808	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	－	－	－	－	－	－	－	－	16	
合 計	71,575	19,480	－	29,923	702	2,478	－	526	－	2,343	－	1,115	17,256	－	605	1	8,053	7,745	－	9,001	124	－	5,839	1,727	855	32	500	1,036	4,807	－	7,000	192,733

(単位：百万円)

	令和7年度																																
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
現金	2,067	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,067
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,373	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,373
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	18,853	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,853
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400
我が国の政府関係機関向け	—	10,932	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,932
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	42,594	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,000	49,894	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	8,322	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,322
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	13,377	—	—	—	—	—	1,000	—	—	13,571	—	—	—	1,200	1,999	—	10,330	—	—	4,415	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45,894
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	2,194	—	—	—	—	—	—	—	435	—	—	—	—	—	4,643	—	—	—	—	348	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,622
トランザクター向け	—	—	—	151	—	—	—	—	—	—	—	435	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	587
不動産関連向け	—	—	—	6,363	228	1,468	—	409	—	649	—	448	525	—	577	7	4,000	297	—	—	203	—	—	1,843	767	28	—	59	—	—	—	—	17,879
自己居住用不動産等向け	—	—	—	6,363	228	857	—	—	—	649	—	—	525	—	—	7	3,714	136	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,482
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	611	—	409	—	—	—	448	—	—	433	—	—	161	—	—	—	—	—	1,843	—	—	—	—	—	—	—	—	3,907
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	285	—	—	—	203	—	—	—	767	28	—	59	—	—	—	—	1,344
その他の不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	143
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,003	—	—	—	4,003
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	79	—	—	—	—	—	—	—	—	181	—	—	—	—	—	—	—	—	—	190	—	—	—	—	913	—	—	—	—	1,365
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	539
取立未済手形	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
信用保証協会等による保証付	4,913	9,311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,225
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
合 計	30,208	20,649	—	64,870	228	1,468	—	409	—	1,949	—	883	14,278	—	577	7	5,200	6,940	—	10,330	203	—	5,271	1,843	767	28	—	4,977	—	—	7,000	178,095	

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度						令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	2,899	—	2,899	—	—	—	2,067	—	2,067	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,370	—	4,370	—	—	—	4,373	—	4,373	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	17,576	—	17,576	—	—	—	18,853	—	18,853	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	400	—	400	—	40	10	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	12,231	0	12,231	—	1,223	10	10,932	0	10,932	—	1,093	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,155	—	64,155	—	12,365	19	49,894	—	49,894	—	9,645	19
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,819	—	7,819	—	1,563	20	8,322	—	8,322	—	1,664	20
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	43,590	3,577	43,045	806	24,330	55	46,399	3,508	45,657	736	26,491	57
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,611	14,367	6,239	969	4,283	59	7,120	13,644	6,710	912	4,916	64
トランザクター向け	—	10,527	—	627	242	39	—	10,081	—	587	226	38
不動産関連向け	19,369	—	19,326	—	9,630	50	17,924	—	17,879	—	9,097	50
自己居住用不動産等向け	13,358	—	13,338	—	4,977	37	12,506	—	12,482	—	4,816	38
賃貸用不動産向け	4,315	—	4,305	—	3,057	71	3,919	—	3,907	—	2,845	72
事業用不動産関連向け	1,538	—	1,530	—	1,503	98	1,354	—	1,344	—	1,349	100
その他不動産関連向け	156	—	152	—	91	60	143	—	143	—	86	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	4,807	—	4,807	—	4,807	100	4,003	—	4,003	—	4,003	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,448	115	1,405	13	1,742	123	1,387	117	1,352	13	1,679	122
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	575	—	575	—	411	72	539	—	539	—	348	64
取立未済手形	32	—	32	—	6	20	22	—	22	—	4	20
信用保証協会等による保証付	13,807	8	13,807	0	684	5	14,224	7	14,224	0	931	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	—	4	—	0	11	4	—	4	—	0	11
株式等	16	3	16	3	18	90	15	—	15	—	15	100
合 計					59,545						58,268	

- 注 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	令和 6 年度			令和 7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	768	8,748	—	728	8,569	—

注 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ございません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

◆出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	2,068	2,068	2,283	2,283
非上場株式等	1,073	1,073	1,073	1,073
合 計	3,141	3,141	3,356	3,356

注 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。
2. 上場株式等には「投資信託」が令和6年度2,068百万円、令和7年度2,283百万円が含まれております。
3. 非上場株式等には「非上場株式」の他、「信金中金出資金」、「その他出資金」および「その他の証券」が含まれております。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
売却益	—	—
売却損	6	0
償 却	—	—

注 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	△ 46	171

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	—	—

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,735	9,153
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

◆金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,880	6,168	426	330
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 405	△ 195
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,880	6,168	426	330
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,206		28,622	

注 1.(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■自己資本充実の状況（連結）

単体と同様のため、省略しております。

金庫と子会社

◎信用金庫グループの主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社石信ビジネスサービス株式会社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理の受託業務、周辺業務の受託業務などを行っております。

◎事業の概況

当金庫の子会社は、当金庫から主要な業務の一部について従属業務を委託している会社で、当金庫からの業務委託料が売上のすべてを占めております。

◎当金庫グループの組織の構成



◎連結基準における指標について

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は掲載しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

なお、連結自己資本比率は、13.77%であります。

◎子会社の状況

- ◎名 称／石信ビジネスサービス株式会社
- ◎住 所／石巻市中央三丁目6番21号
TEL.0225－98－4211
- ◎資本金／1,000万円
- ◎事業の内容／事務処理の受託業務
動・不動産の保守管理業務
- ◎設立年月日／昭和60年10月22日
- ◎当金庫議決権比率／100%

記 下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しておりません。

$$\begin{aligned}
 \text{資 産 基 準} &= \frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{33 \text{ 百万円}}{187,353 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.017\% \\
 \text{経 常 収 益 基 準} &= \frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{9 \text{ 百万円}}{2,884 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.337\% \\
 \text{利 益 基 準} &= \frac{\text{子会社の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0 \text{ 百万円}}{712 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.072\% \\
 \text{利益剰余金基準} &= \frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{23 \text{ 百万円}}{10,893 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.213\%
 \end{aligned}$$

以上



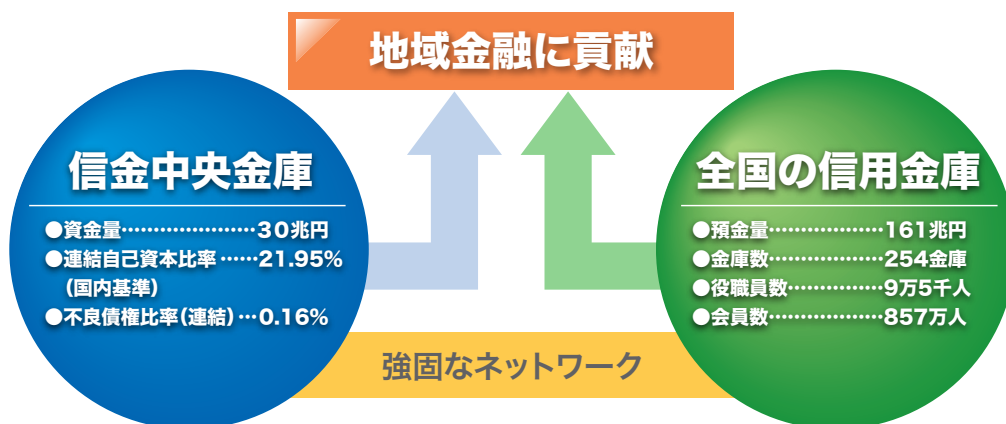
信金中央金庫

Shinkin Central Bank

～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。



2026年3月末時点

信用金庫の多様な業務サポート

- 中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- 個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- 地域創生やデジタルの活用など

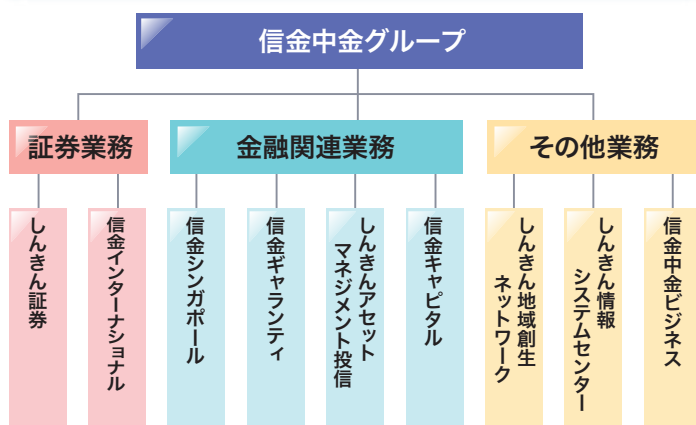
信用金庫の経営サポート

- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫の業務効率化のサポート
- 信用金庫の健全性確保に向けたサポート

信用金庫業界の資金運用

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

2026年 3月末現在

当金庫の概要及び組織

沿革

昭和3年2月8日、産業組合法に基づく有限責任信用組合「石巻庶民金庫」として、初代組合長／鈴木源助、事務所／牡鹿郡石巻町新田町47番地、会員数／556名、出資口数／5,034口、出資金／57,524円で営業を開始、昭和18年10月市街地組合法の施行により「石巻信用組合」と改組、昭和26年12月信用金庫法施行により『石巻信用金庫』となり現在にいたっております。

概要

令和8年3月31日現在

名称／石巻信用金庫
所在地／石巻市中央三丁目6番21号
電話／0225-95-4111（代表）
創立／昭和3年2月8日
出資金／568百万円
会員数／19,306人
店舗数／13店舗
役職員数／96名

役員

令和8年6月末現在

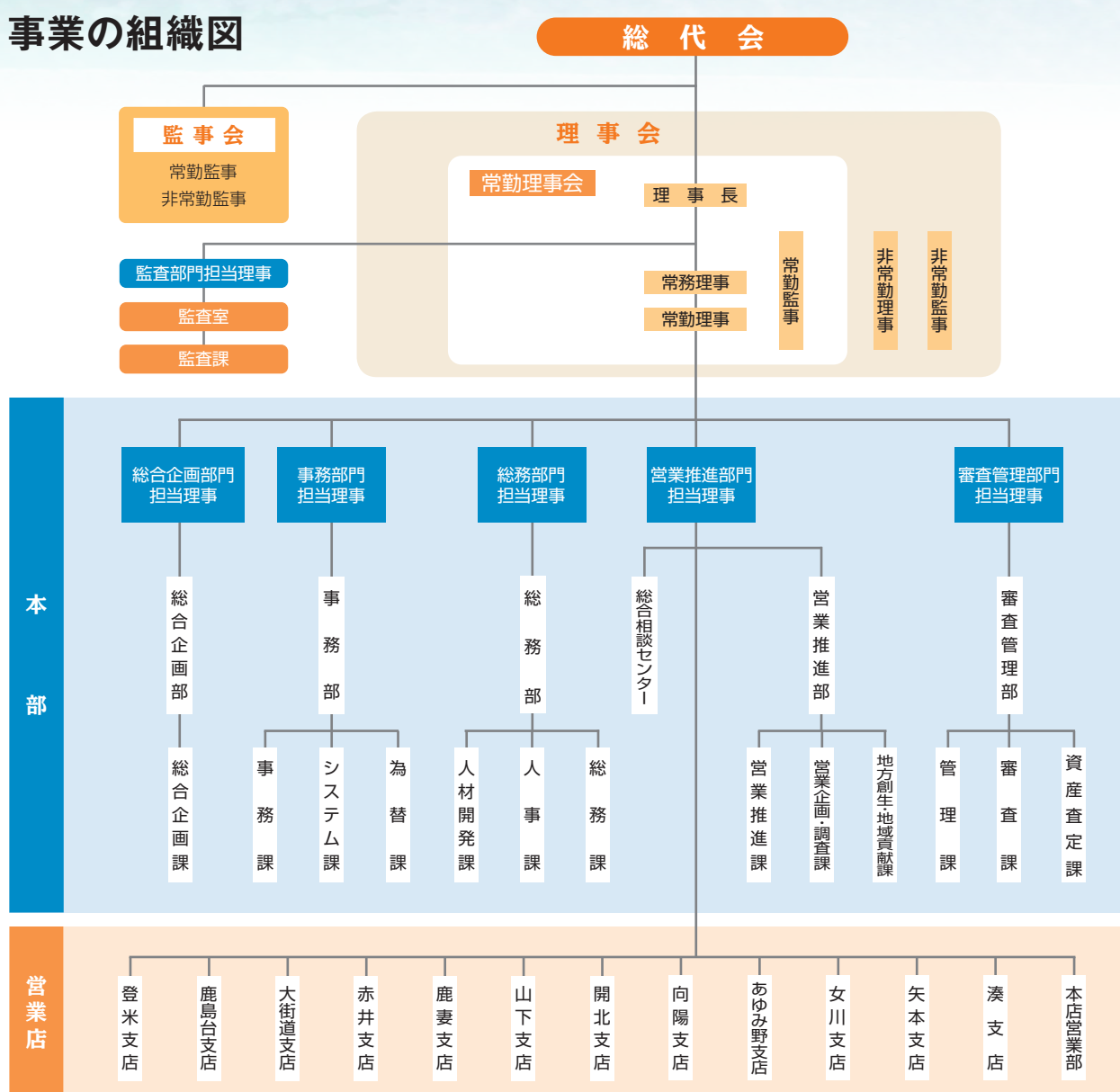
理事長（代表理事）／明石 圭生
常務理事（代表理事）／阿部 伸一
常勤理事／川井 隆弘
常勤理事／佐藤 直行
常勤理事／吉田 伸一
理事／青木 八州
理事／米本 貞之
常勤監事／阿部 泰宜
監事（員外）／栃窪 俊英

1.理事 青木八州、米本貞之は、信用金庫業界の「総代会の機能向上に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
2.監事 栃窪俊英は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。



地域金融機関としての目的をより確実に実現するため総代会・理事会等ガバナンス機能強化を図っております。

事業の組織図



内部統制システム

信用金庫法36条に定める理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他金庫の業務の適正を確保する体制整備(内部統制システム)について、平成19年に理事会決議を行っております。また、平成27年5月の信用金庫法改正に伴い、『内部管理基本方針』の改定を実施しております。

内部管理基本方針

1. 理事および職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. この金庫の理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

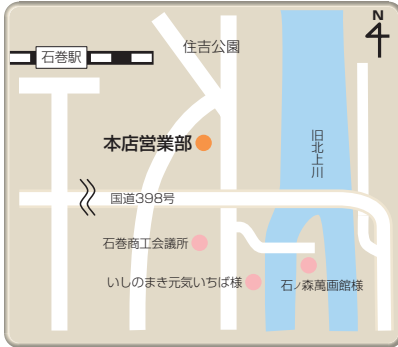
営業店舗

令和8年 7月現在

1 本店営業部

石巻市中央三丁目 6-21
☎ 0225-95-4111
業務執行役 営業部長

佐藤 政博



2 湊支店

石巻市中央三丁目 6-21
☎ 0225-22-4175
業務執行役 支店長

佐藤 政博



3 開北支店

石巻市中央三丁目 6-21
☎ 0225-93-2521
業務執行役 支店長

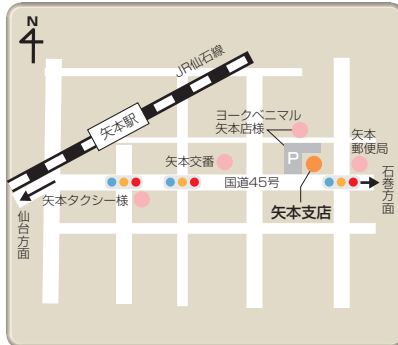
佐藤 政博



4 矢本支店

東松島市矢本字町浦
221-1
☎ 0225-82-2335
常勤理事 支店長

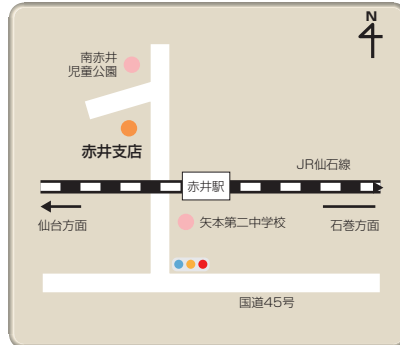
佐藤 直行



5 赤井支店

東松島市赤井字川前式 251-2
☎ 0225-83-3232
常勤理事 支店長

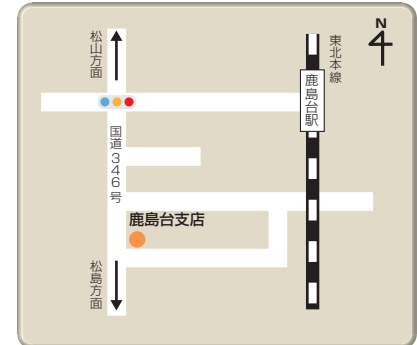
佐藤 直行



6 鹿島台支店

大崎市鹿島台平渡字東銭神
70-1
☎ 0229-56-2111
支店長

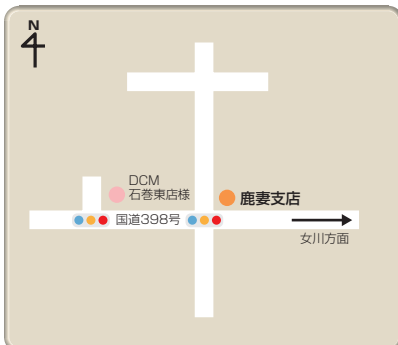
藤田 一



7 鹿妻支店

石巻市鹿妻南三丁目
1-43
☎ 0225-93-2541
支店長

高橋 壮彦



8 女川支店

牡鹿郡女川町女川二丁目 7-5
☎ 0225-53-2104
支店長

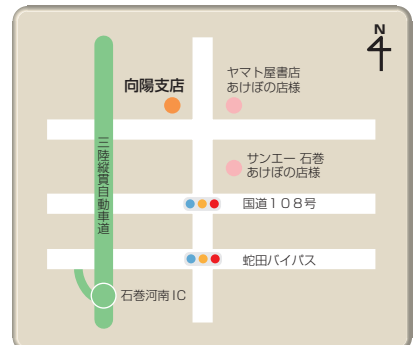
高橋 壮彦



9 向陽支店

石巻市あけぼの
二丁目 2-4
☎ 0225-96-3161
支店長

及川 秀之



10 あゆみ野支店

石巻市のぞみ野2丁目 2-4
☎ 0225-22-9145
支店長



後藤 慎



11 山下支店

石巻市三ツ股一丁目 2-133
☎ 0225-96-6080
支店長

後藤 慎



12 登米支店

登米市中田町石森字表 66-1
☎ 0220-23-8088
支店長



三浦 和美



13 大街道支店

石巻市三ツ股一丁目 2-133
☎ 0225-94-9317
支店長

後藤 慎



① 総合相談センター 「絆プラザ」

石巻市のぞみ野二丁目 2-4
☎ 0225-23-2222
センター長

後藤 慎



ATM 取扱手数料

		8:00		9:00				23:00	
当金庫のお客様	入金	平日							
		土曜							
		日・祝	無料						
	出金	平日							
		土曜							
		日・祝							

		8:00		8:45		9:00				14:00		17:00		18:00				21:00		23:00	
他信用金庫のお客様	入金	平日				無料															
		土曜				無料															
		日・祝																			
	出金	平日				無料															
		土曜				無料															
		日・祝																			

		8:00		8:45		9:00				14:00		17:00		18:00				21:00		23:00	
提携他行のお客様	入金	平日																			
		土曜																			
		日・祝																			
	出金	平日																			
		土曜																			
		日・祝																			

		8:00		8:45		9:00				14:00		17:00		18:00		19:00				21:00		23:00	
ゆうちょ銀行のお客様	入金	平日																					
		土曜																					
		日・祝																					
	出金	平日																					
		土曜																					
		日・祝																					

無料

110円

220円

の時間帯はお取扱できません。

無料 110円 220円 の時間帯はお取扱できません。



みやぎネット

提携7金融機関のATMが、ATM相互利用サービス「みやぎネット」により、平日8:45～18:00まで、カードによるお引き出し手数料が無料でご利用いただけます。

石巻信用金庫

杜の都信用金庫

宮城第一信用金庫

仙南信用金庫

気仙沼信用金庫

七十七銀行

仙台銀行

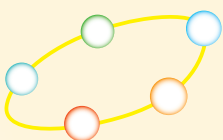
SHINKIN
NETWORK

県内79店舗で安心をつなぐ、力強いネットワーク



みんなの夢に羽ばたけ
11店舗 気仙沼信用金庫
うれしいこと、一緒に。
26店舗 杜の都信用金庫
この街とともに生きていく
16店舗 仙南信用金庫

感謝と笑顔
13店舗 石巻信用金庫
会員・お客さまを私たちが応援します！
13店舗 宮城第一信用金庫



**5つの信用金庫が
堅いきずなで結ばれています。**

◎総預金残高.....12,484億円
◎総貸出金残高.....7,446億円
◎店舗数.....79店舗

(令和8年3月31日現在)

全国どこの信用金庫でもキャッシュサービスでの
お取引については、下記の時間帯は手数料が無料です。

平 日 8:45～18:00 (入出金 (一部の金庫は除く))

土曜日 9:00～14:00 (入出金 (一部の金庫は除く))

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則に規定されている信用金庫のディスクロージャー開示項目に基づいて作成されておりますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しております。

1 ■概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	55
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	54
(3) 事務所の名称及び所在地	56-57

2 ■主要な事業の内容

26

3 ■主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	2
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	2
②経常利益又は経常損失	2
③当期純利益又は当期純損失	2
④出資総額及び出資総口数	2
⑤純資産額	2
⑥総資産額	2
⑦預金積金残高	2
⑧貸出金残高	2
⑨有価証券残高	2
⑩単体自己資本比率	2
⑪出資に対する配当金	2
⑫役員数	2
⑬職員数	2
⑭会員数	2
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
1) 業務粗利益及び業務粗利益率	38
2) 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	38
3) 総資産経常利益率	38
4) 総資産当期純利益率	38
5) 資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支	38
6) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	38
7) 受取利息及び支払利息の増減	38
②預金に関する指標	
1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	38
2) 固定金利定期預金、変動金利 定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	38
③貸出金等に関する指標	
1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	39
2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	39
3) 担保の種類別の貸出金残高	39
4) 担保の種類別の債務保証見返額	39
5) 使途別の貸出金残高	39
6) 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合	39
7) 貸付率の期末値及び期中平均値	39
④有価証券に関する指標	
1) 預証率の期末値及び期中平均値	39
2) 商品有価証券の種類別の平均残高	40
3) 有価証券の種類別の平均残高	40
4) 有価証券の残存期間別残高	41

4 ■金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	22-23
(2) 法令遵守の体制	22-23
(3) 金融ADR制度への対応	17

5 ■直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	32~37
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額 及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	20
②危険債権	20
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）	20
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	20
⑤正常債権	20
(3) 自己資本の充実の状況	
①自己資本の状況	24
②自己資本の充実の状況等について	43
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
①有価証券	39-40
②金銭の信託	41
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	41
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
(6) 貸出金償却の額	41
(7) 役職員の報酬体系	42
(8) 財務諸表の作成に係る内部監査の有効性等の確認	42

連結ディスクロージャーの開示項目

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	52
(2) 金庫の子会社等に関する事項	
①名称	52
②主たる営業所又は事務所の所在地	52
③資本金又は出資金	52
④事業の内容	52
⑤設立年月日	52
⑥当金庫議決権比率	52
⑦子会社等の議決権比率	52
(3) 事業の概況	52
(4) 連結基準における指標について	52

ISHINOMAKI SHINKIN BANK

REPORT 2026



北上川の改修工事が完成したのは

今から400年前の1626(寛永3)年。

伊達政宗の命を受けた川村孫兵衛重吉が普請奉行を務め、

財政難の中、人夫と寝食を共にして完成にこぎつけました。

この工事がきっかけとなり、石巻は北上川舟運と江戸に向かう

東回り航路の重要な港となり発展し、

東北屈指の港として現在に至ります。



石巻信用金庫

<http://www.i-shinkin.co.jp>